

第2期 清水町子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月
清水町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定方法.....	4
第 2 章 子どもと家庭を取り巻く 環境の状況	5
1 清水町の状況.....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	17
3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	28
第 3 章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念.....	32
2 基本的な視点.....	33
3 基本目標.....	34
4 施策の体系.....	36
第 4 章 施策の展開	37
基本目標Ⅰ 地域で支え合う子育て家庭への支援.....	38
基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供.....	44
基本目標Ⅲ すべての子どもの成長を支える安全・安心な環境の整備.....	46
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進.....	48
第 5 章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の 見込みと確保方策	49
1 教育・保育提供区域の設定.....	50
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	50
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期.....	52
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の 確保の内容及びその実施時期.....	56
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	70
6 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策.....	70
第 6 章 計画の進行管理	71
1 施策の実施状況の点検.....	72
2 国・県等との連携.....	72
資料編	73
1 清水町子ども・子育て会議条例.....	74
2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿.....	75
3 策定経過.....	76



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て世帯や子どもの成長を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇等により、保育ニーズが高まる中、認可保育所では待機児童が発生するなど、保育を必要とするすべての子ども（家庭）が利用できない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することや、就学児童においても、平成30年9月に、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、更なる共働き世帯等の児童数の増加が見込まれていることから、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、計画的な事業整備等を進めていくことが示されました。

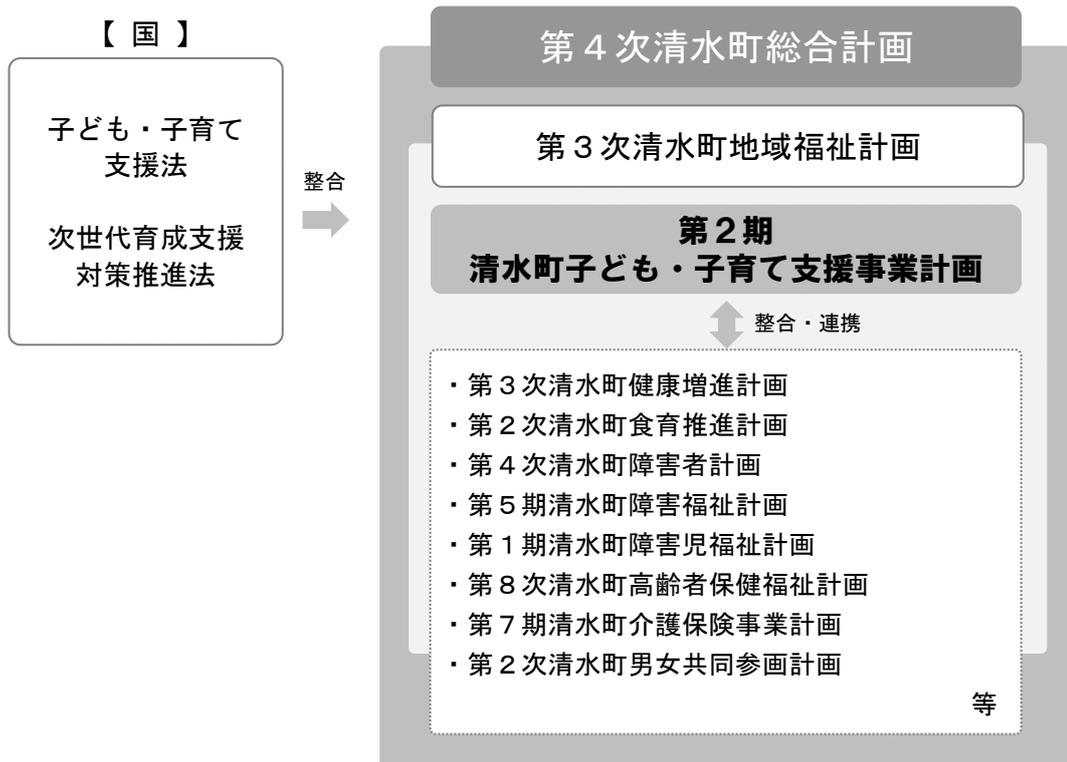
清水町（以下、本町という。）においては、これまで平成27年3月に『清水町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、『未来輝く湧水（ゆうすい）の子をみんなで応援しよう～元気な子どもの声が聞こえるまちを目指して～』を基本理念とし、子育て施策を推進してきました。

この度、『清水町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、引き続き、計画的に子ども・子育て支援施策を推進するため『第2期清水町子ども・子育て支援事業計画』を策定するものです。

2 計画の位置付け

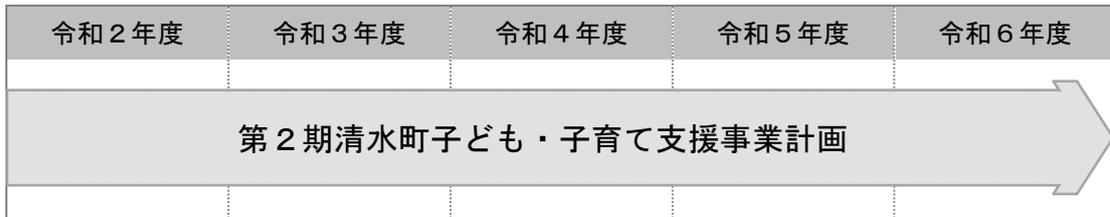
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられ、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町の独自性を踏まえながら、本町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。

また、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として位置付けるとともに、清水町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として、「清水町健康増進計画」「清水町障害児福祉計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。その他、子ども・子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野の施策と総合的・一体的に推進を図っていきます。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした『市町村子ども・子育て支援事業計画』を定めるものとされており、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



4 計画の策定方法

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施・・・・・・・・

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成30年11月から12月にかけて、就学前児童の保護者700人（回収：470人 回収率67.1%）、小学生の保護者700人（回収：566人 回収率80.9%）を対象に、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 清水町子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、また、学識経験者等で構成する「清水町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和2年2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章

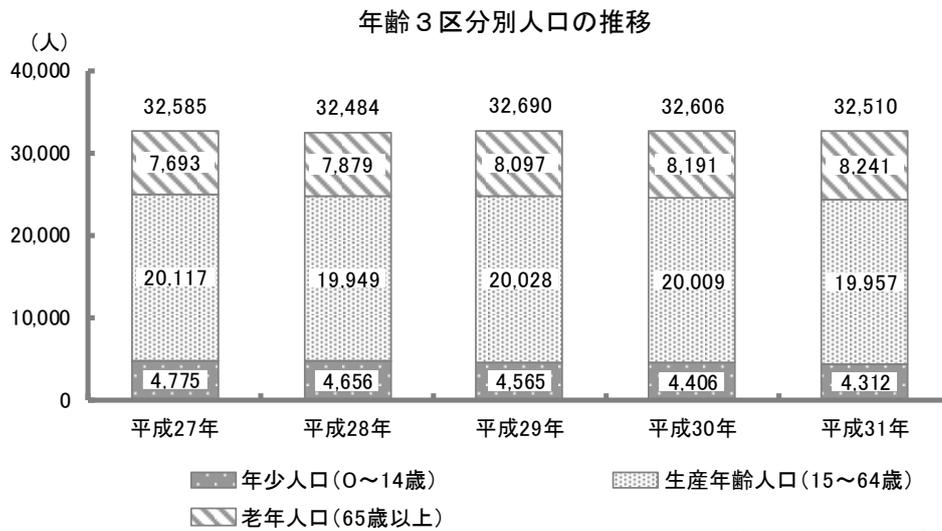
子どもと家庭を取り巻く 環境の状況

1 清水町の状況

(1) 人口の状況

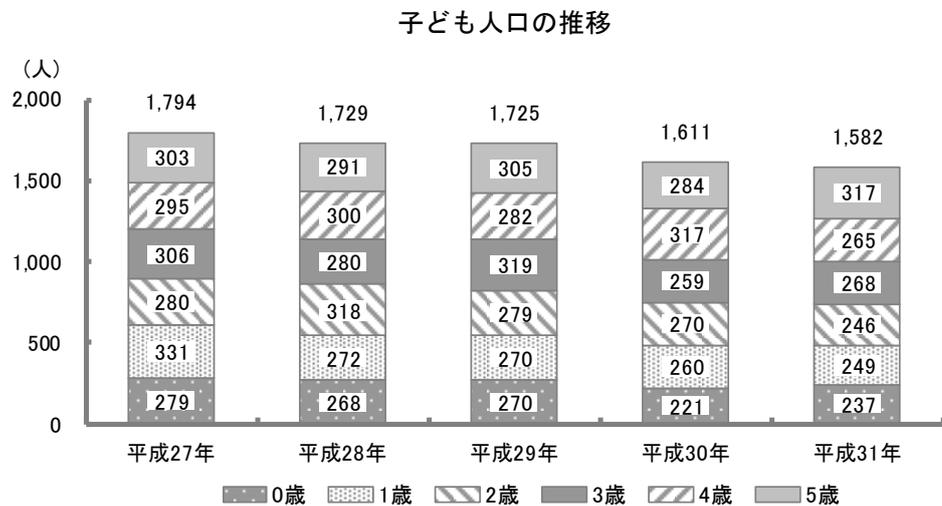
① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少傾向にあり、平成31年で32,510人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



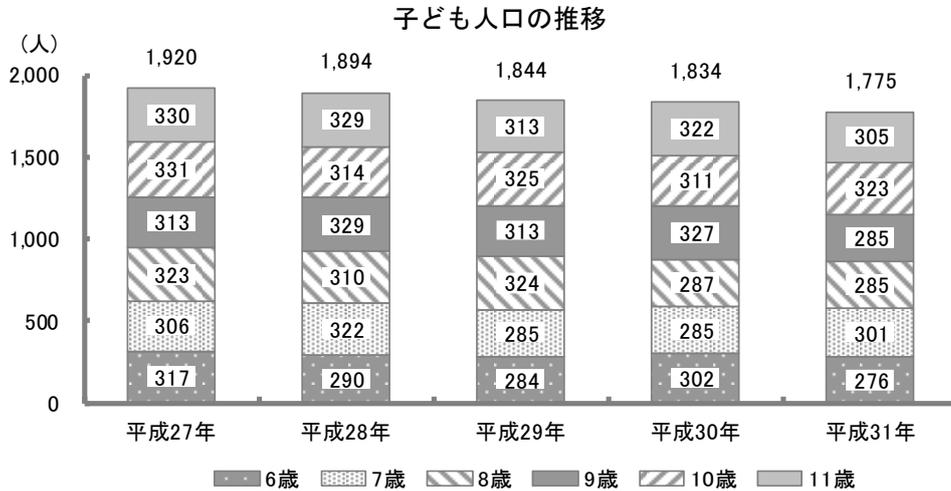
② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で1,582人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は、平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で1,775人となっています。

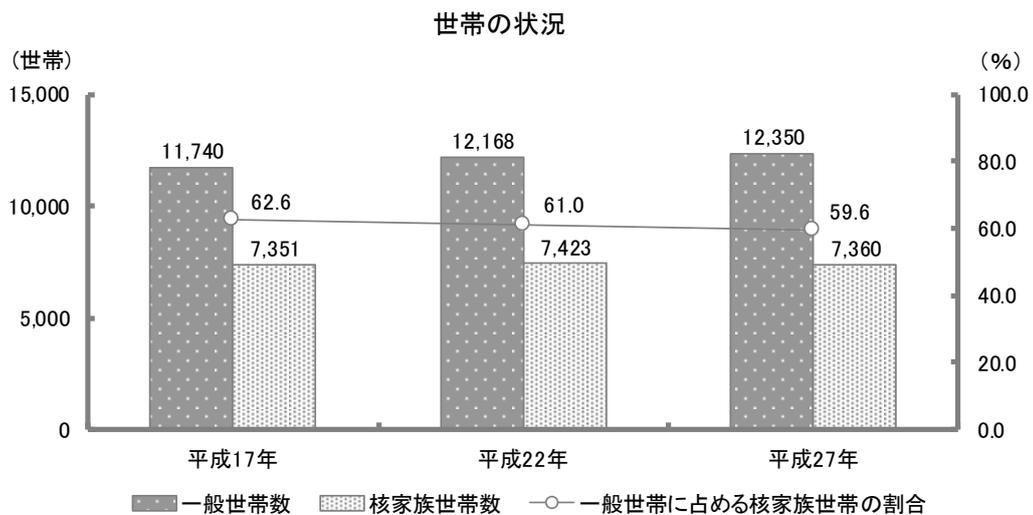


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

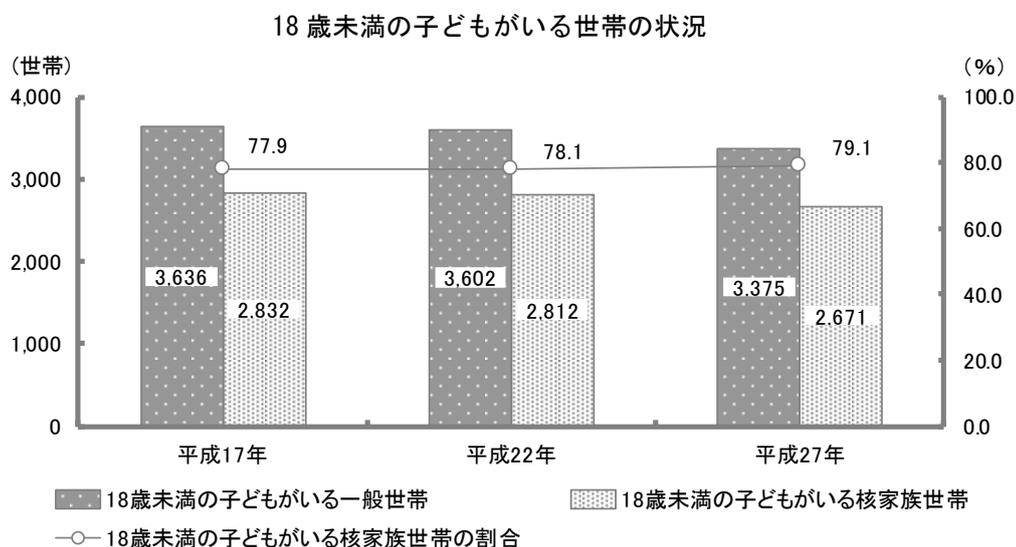
本町の核家族世帯数は7,300世帯程度で推移しており、平成27年で7,360世帯となっていますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々減少しています。



資料：国勢調査

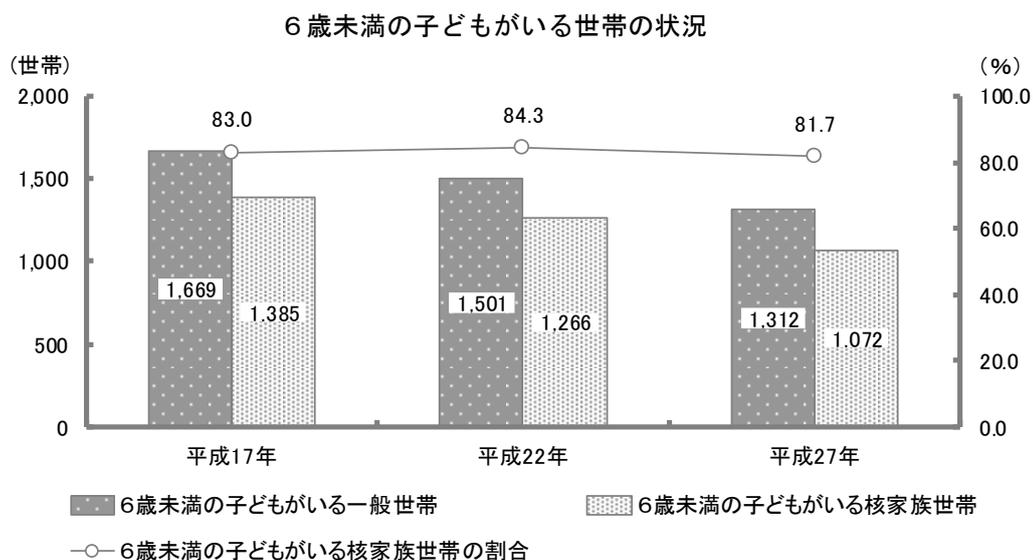
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,375世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は減少している一方、核家族世帯の割合は増加しています。



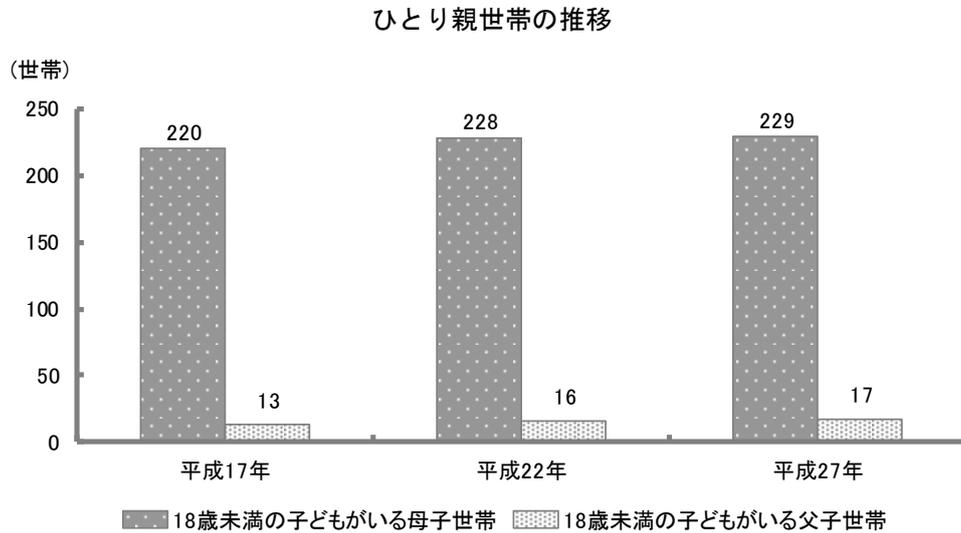
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,312世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は徐々に増加しており、平成27年で229世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯についても、徐々に増加傾向にあります。

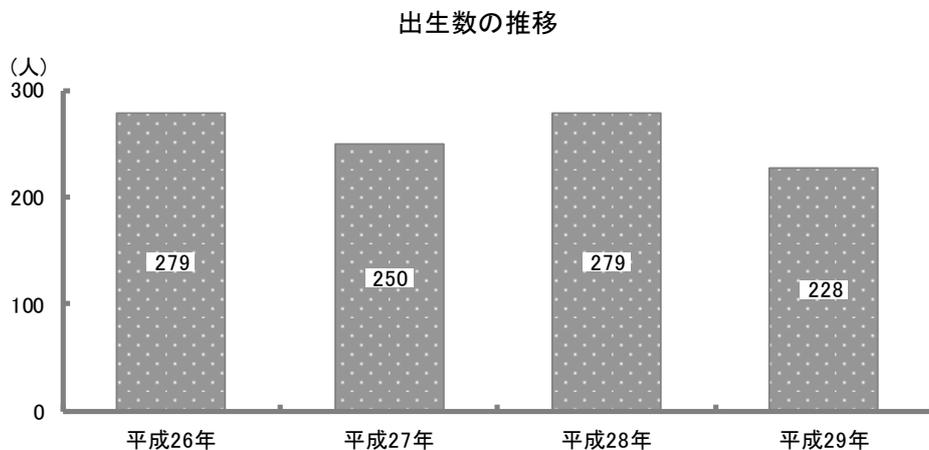


資料：国勢調査

(3) 出生の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成29年で228人と過去4年間で約2割減少しています。

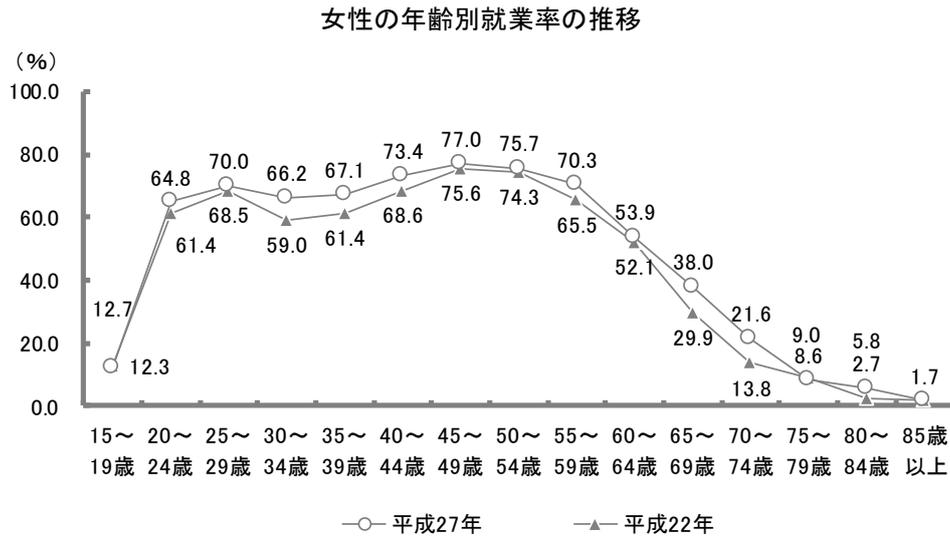


資料：静岡県人口動態統計

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

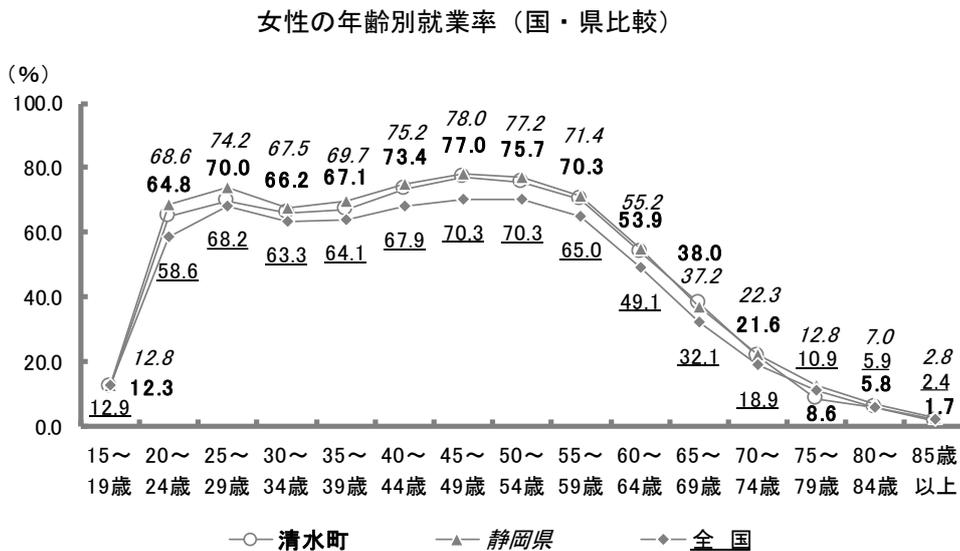
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成22年に比べ平成27年では、落ち込みの大きい30～39歳の就業率が上昇したことにより、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

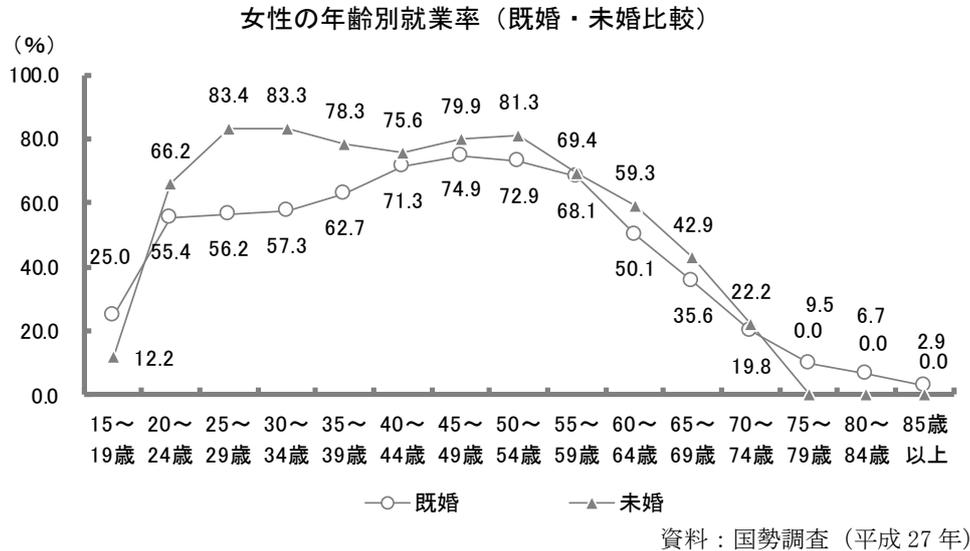
本町の平成27年における女性の年齢別就業率について、全国及び県と比較すると、各年代で全国より高く、県と同程度となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

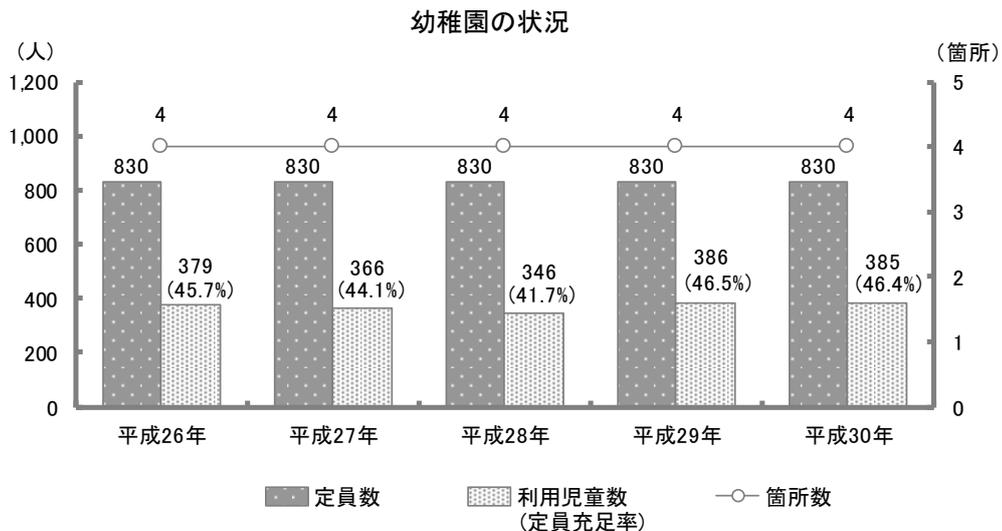
本町の平成27年における女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（5）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

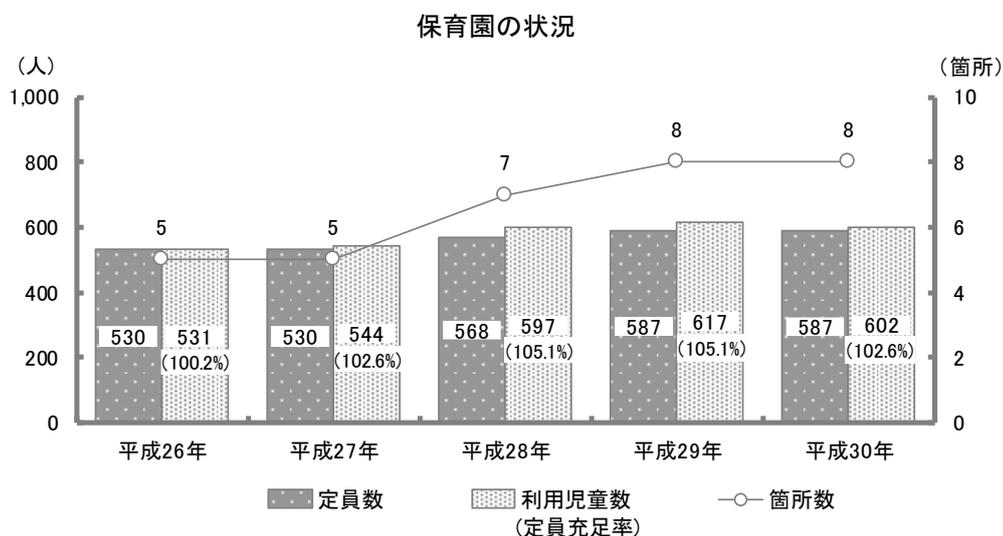
本町の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は変わらない中、利用児童数は平成26年から28年にかけて減少し、その後増加して平成30年で385人となっています。



資料：主要な施策の成果と予算の執行状況報告（5月1日現在）

② 保育園の状況

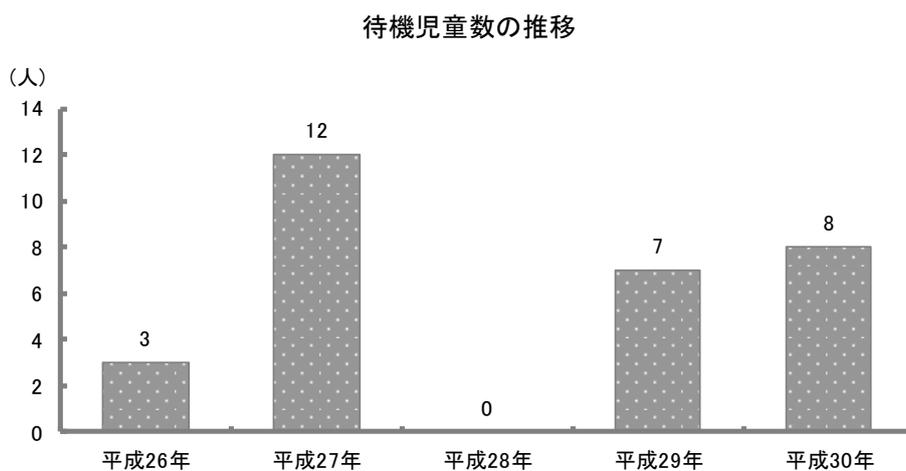
本町の保育園の状況をみると、定員数（認可外保育園や企業主導型保育事業を除く）・箇所数は増加しています。また、利用児童数も年々増加傾向にあり、平成30年で602人となっています。



資料：主要な施策の成果と予算の執行状況報告（10月1日現在）

③ 待機児童数の推移

本町の待機児童数の推移をみると、平成28年に0人となりましたが、平成29年以降は再び発生し、平成30年で8人となっています。



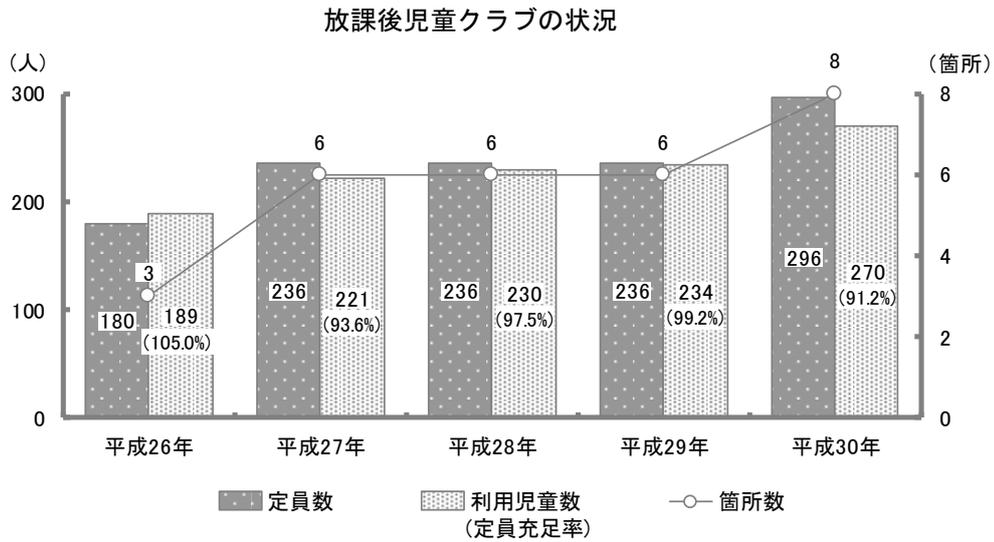
資料：保育所等利用待機児童数調査（4月1日現在）

待機児童数については、特定の施設を希望している者、認可外保育所等に入所している者を除いた数です。

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数（支援の単位）は、ともに増加しています。利用児童数についても年々増加傾向にあり、平成30年で270人となっています。

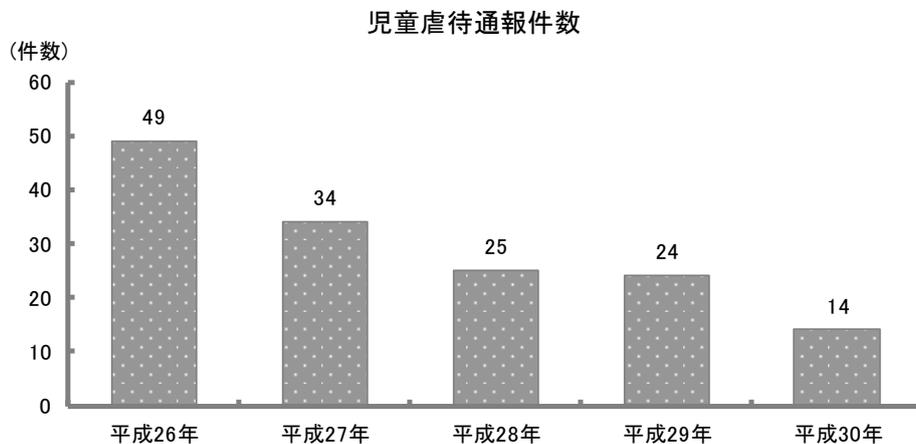


資料：放課後児童健全育成事業実施状況調査

(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

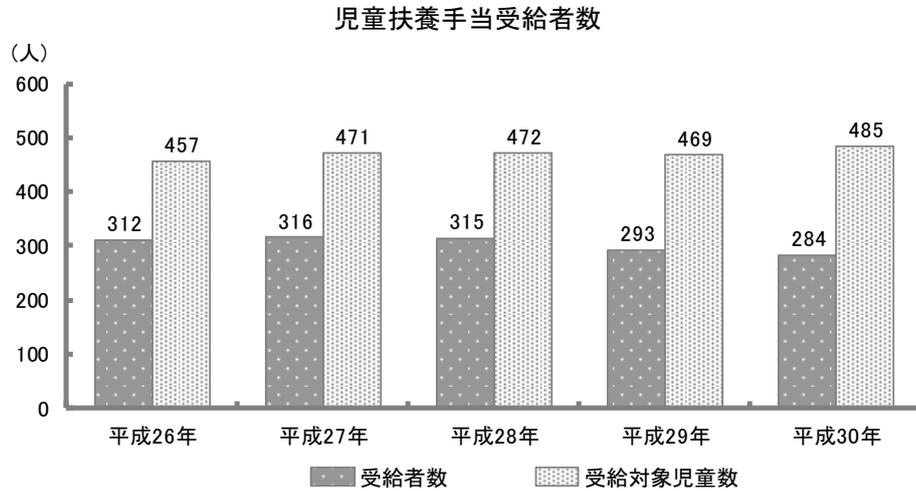
本町の児童虐待通報件数は年々減少しており、平成30年で14件と過去5年間で最も少なくなっています。



資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

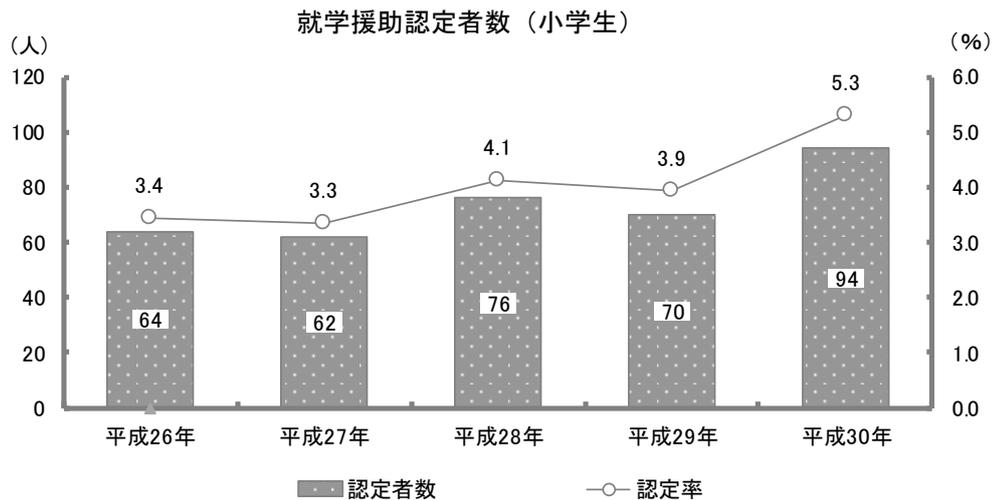
本町の児童扶養手当受給者数は減少傾向にありますが、受給対象児童数は年々増加しており、平成30年で受給者数が284人、受給対象児童数が485人となっています。



資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は、年々増加傾向にあり、平成30年で全児童の内、認定者数が94人で認定率が5.3%となっています。

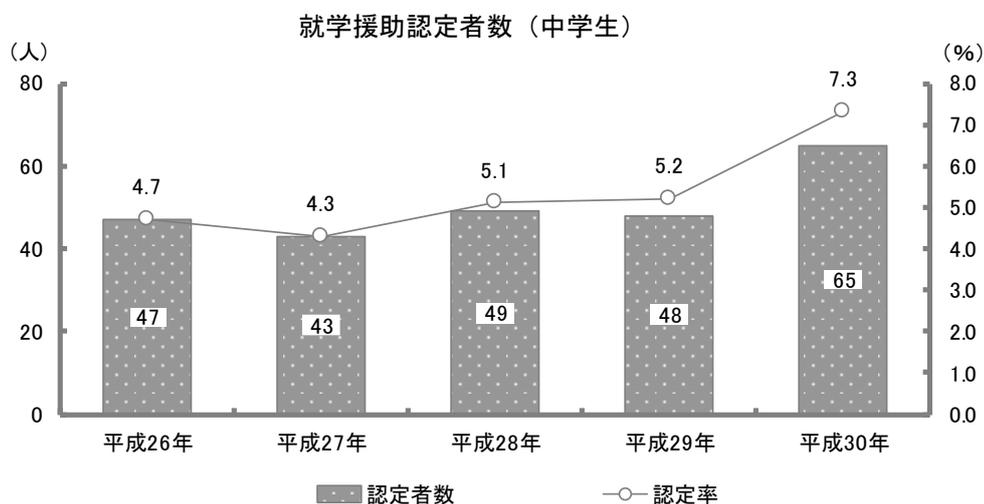


資料：主要な施策の成果と予算の執行状況報告

就学援助認定者数については、要保護・準要保護・特別支援教育就学奨励費における学用品等の支給対象者の数です。

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

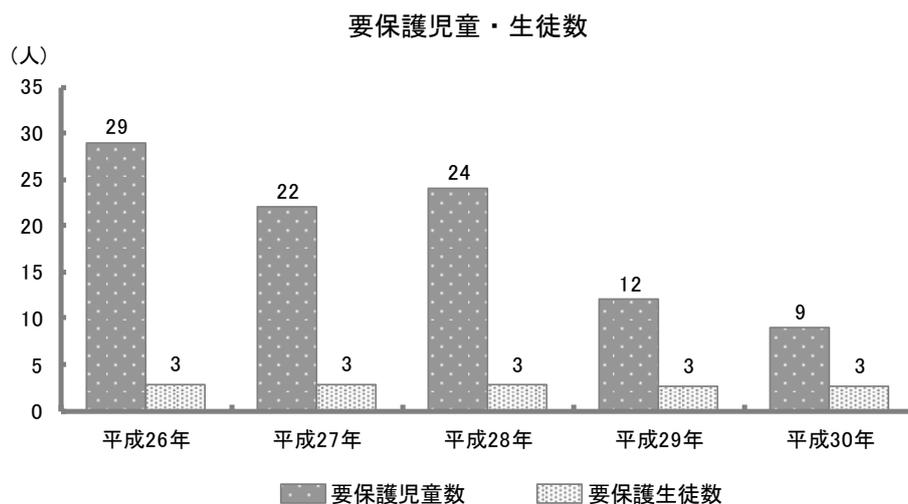
本町の中学生における就学援助認定者数は横ばいとなっています。認定率は微増傾向にあり、平成30年で全校生徒の内、認定者数が65人で認定率が7.3%となっています。



資料：主要な施策の成果と予算の執行状況報告

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

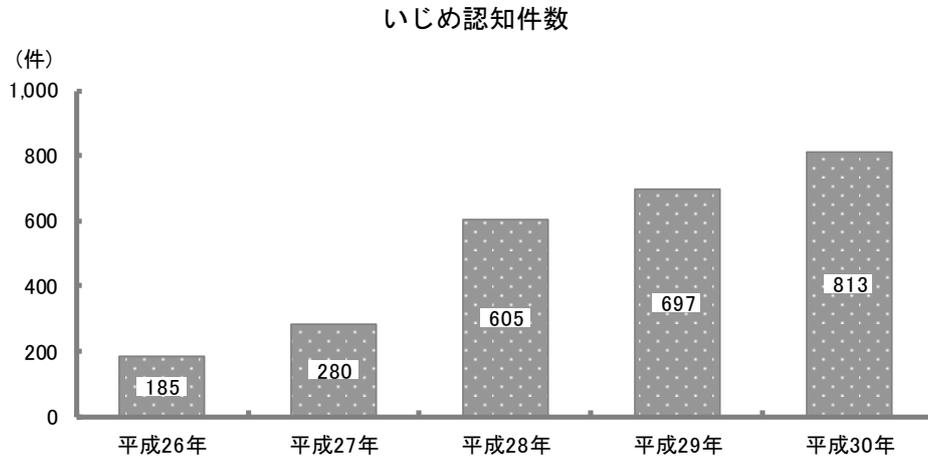
本町の要保護児童数は年々減少傾向にあります。要保護生徒数は横ばいで、平成30年で要保護児童数が9人、要保護生徒数が3人となっています。



資料：庁内資料

⑥ いじめ認知件数の推移

本町のいじめ認知件数は年々増加傾向にあり、平成30年で813件となっています。

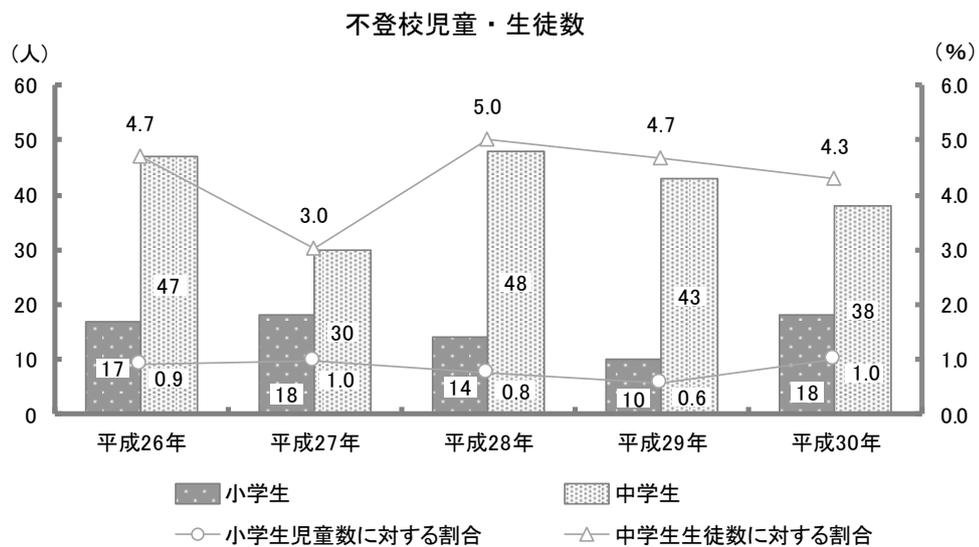


資料：庁内資料

平成28年度から、いじめの認知件数が増加しているが、これは、「いじめ防止対策推進法」の改正により、いじめを積極的に認知し、解決に向けての取組を強化したことによるもので、上記件数=いじめの発生件数ではありません。

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数は増減を繰り返し、平成30年で小学生が18人、中学生が38人となっています。



資料：庁内資料

不登校児童生徒とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者」を除いた者です。

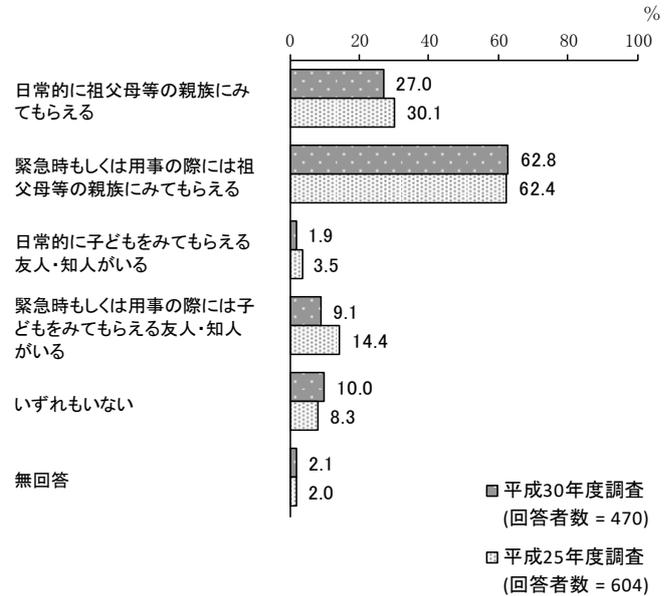
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が27.0%、「いずれもない」の割合が10.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。

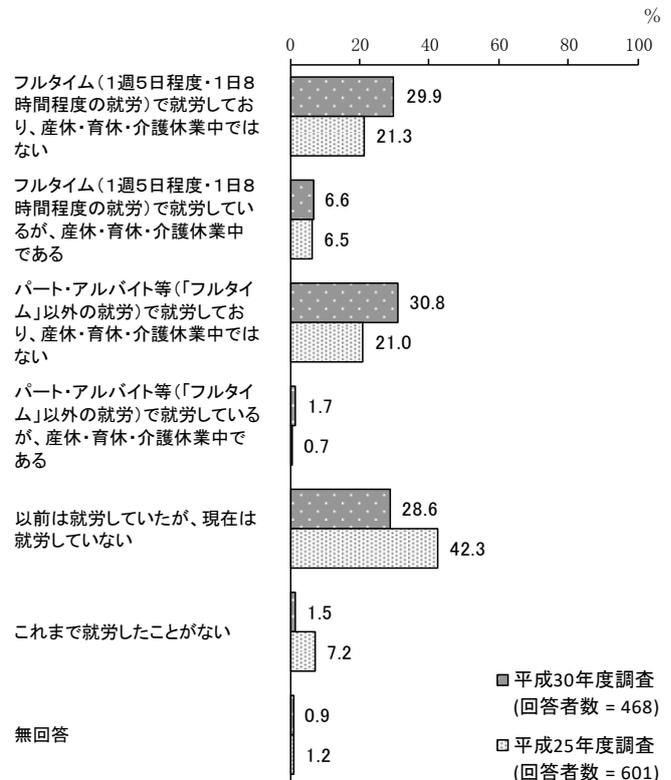


② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.8%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が28.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就

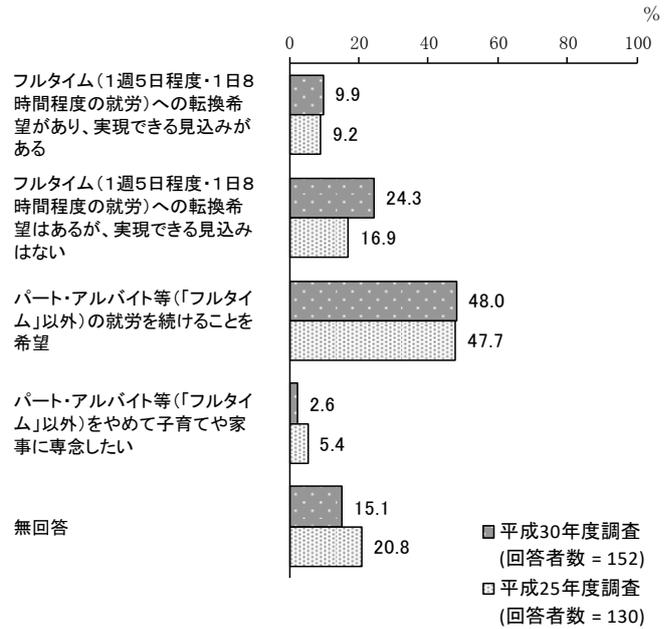
労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が48.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.3%となっています。

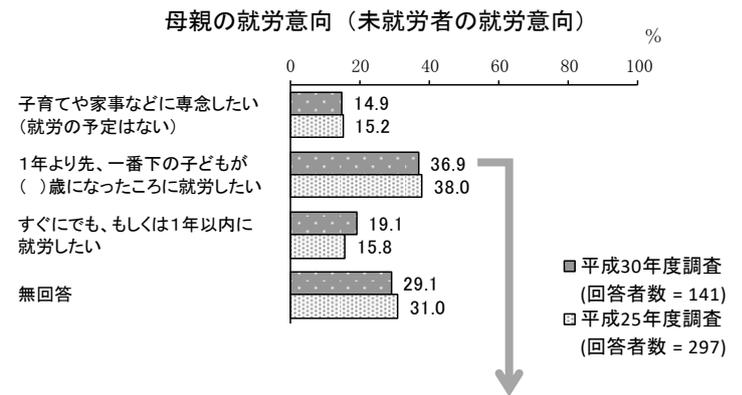
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。



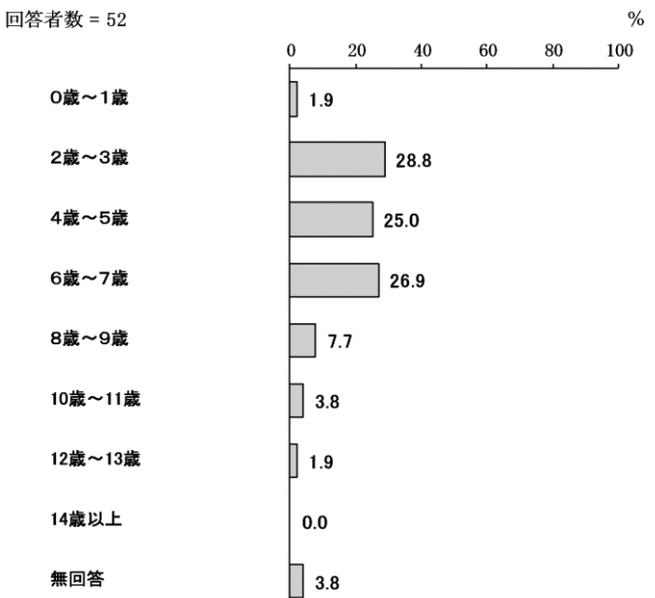
④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が36.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.1%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が14.9%となっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについては、「2歳～3歳」の割合が28.8%と最も高く、次いで「6歳～7歳」の割合が26.9%、「4歳～5歳」の割合が25.0%となっています。



1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか

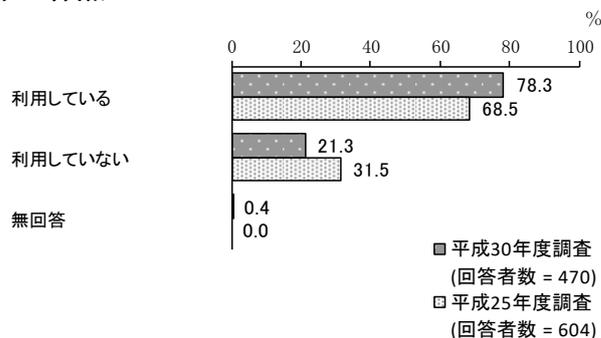


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が78.3%、「利用していない」の割合が21.3%となっています。

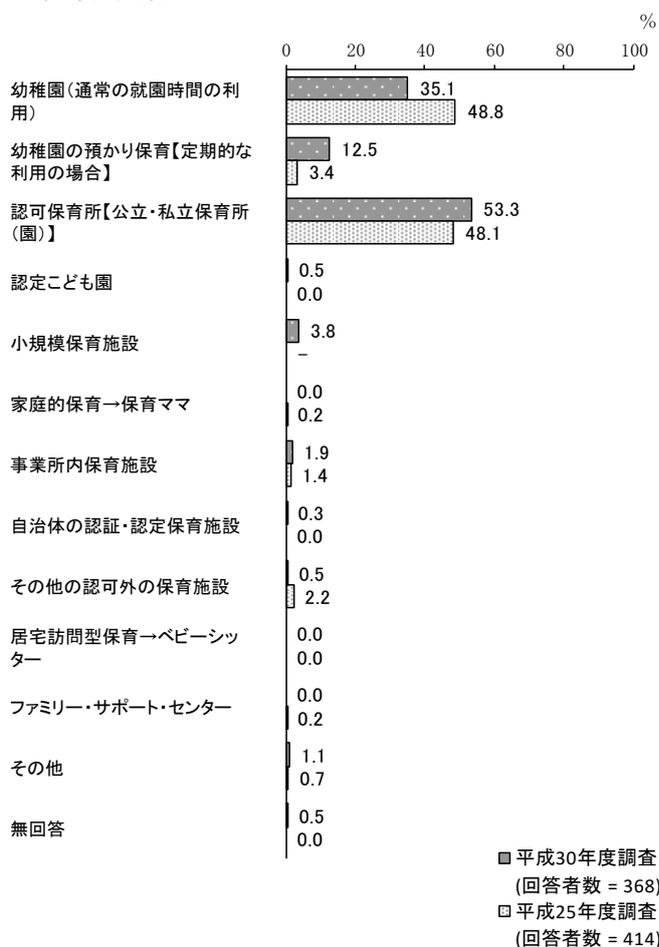
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所【公立・私立保育所(園)】」の割合が53.3%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の割合が35.1%、「幼稚園の預かり保育【定期的な利用の場合】」の割合が12.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育【定期的な利用の場合】」「認可保育所【公立・私立保育所(園)】」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の割合が減少しています。

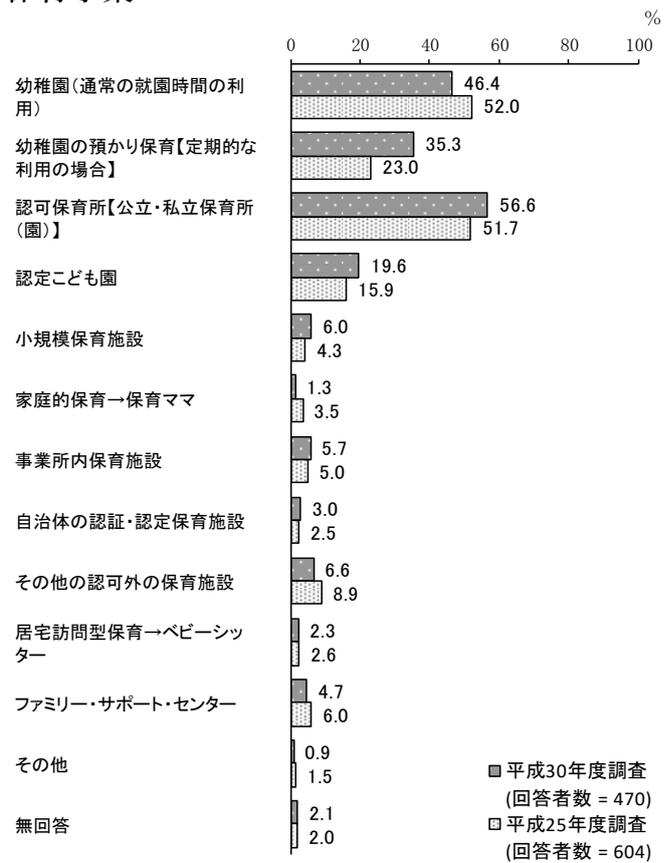


※「小規模保育施設」は平成30年度調査から新たに追加しました。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所【公立・私立保育所（園）】」の割合が56.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が46.4%、「幼稚園の預かり保育【定期的な利用の場合】」の割合が35.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育【定期的な利用の場合】」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

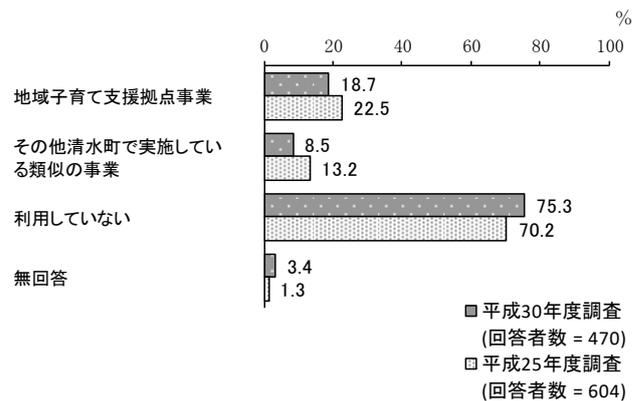


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

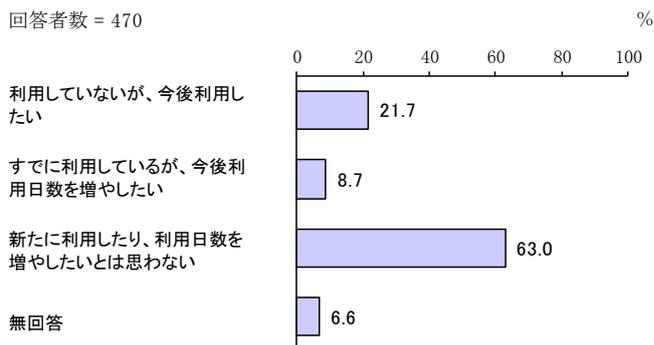
「利用していない」の割合が75.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が18.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

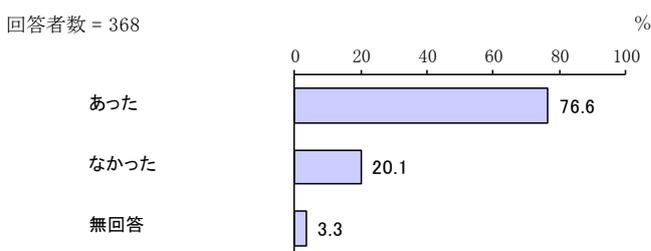
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が63.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.7%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

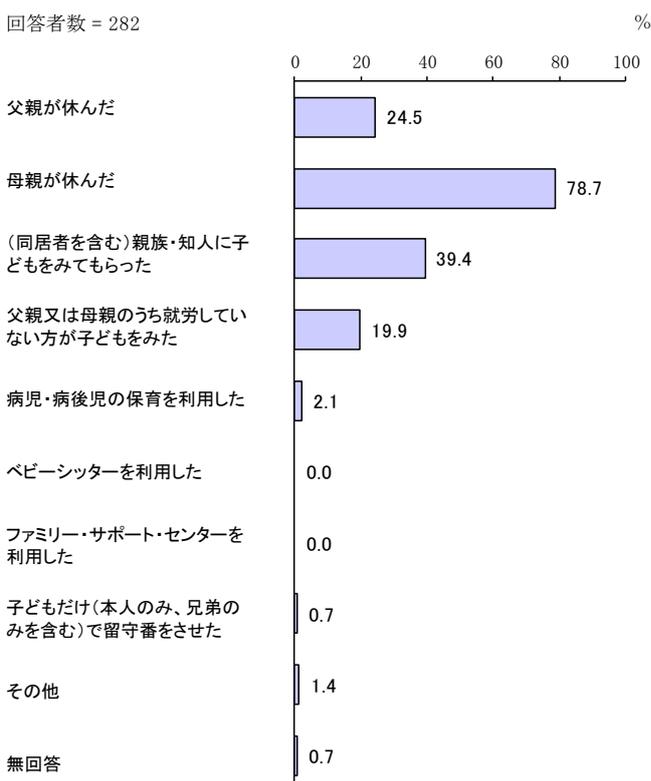
① 子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が76.6%、「なかった」の割合が20.1%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

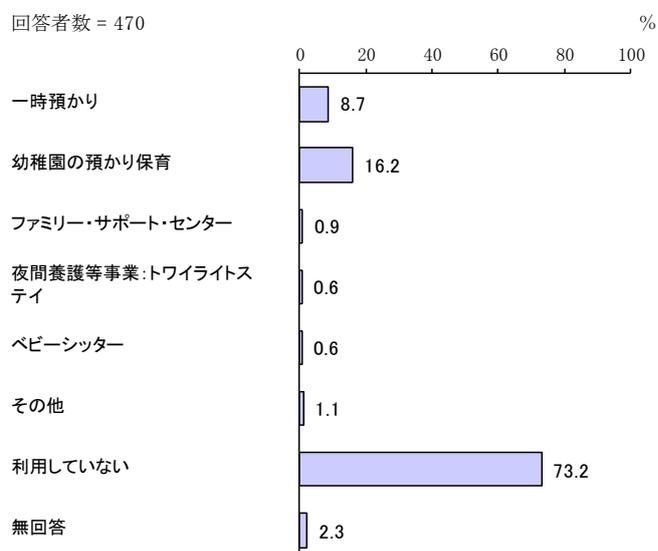
「母親が休んだ」の割合が78.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が39.4%、「父親が休んだ」の割合が24.5%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

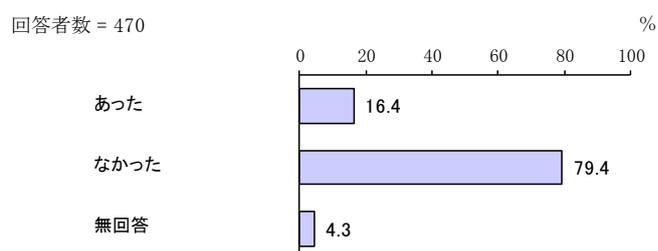
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が73.2%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が16.2%となっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が16.4%、「なかった」の割合が79.4%となっています。



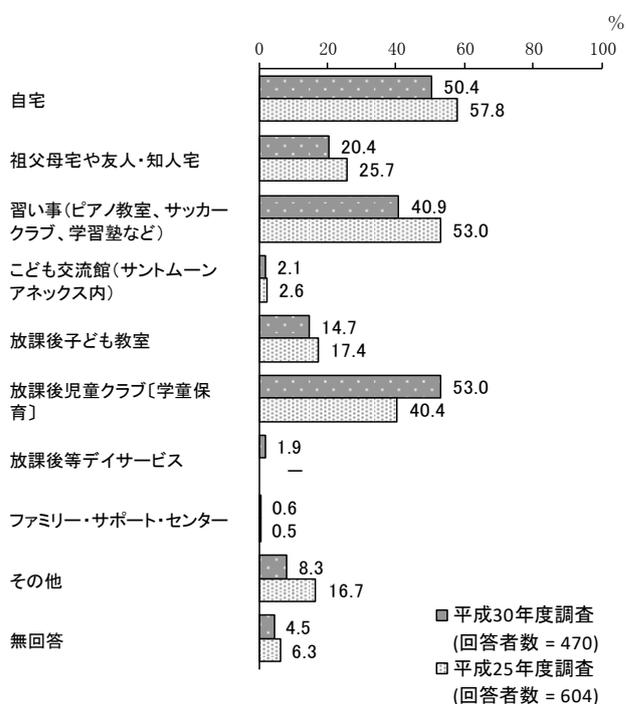
(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が53.0%と最も高く、次いで「自宅」の割合が50.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が40.9%となっています。

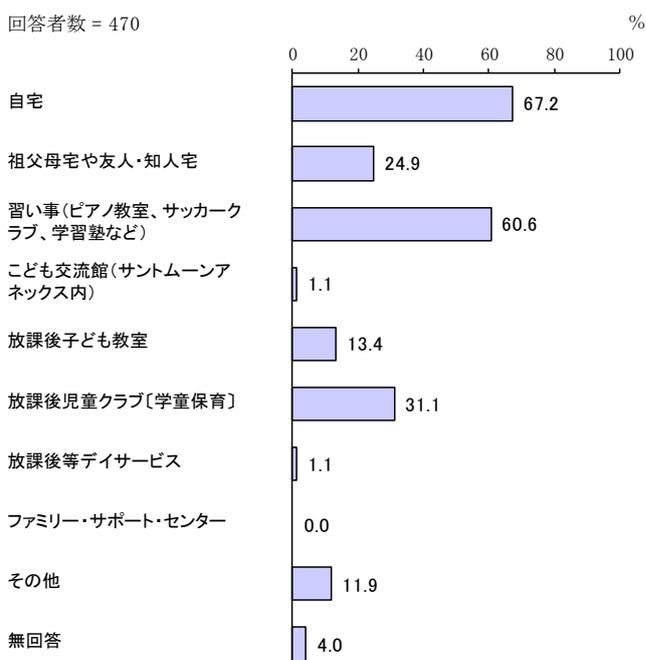
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

※平成25年度調査には「放課後等デイサービス」の選択肢はありません。



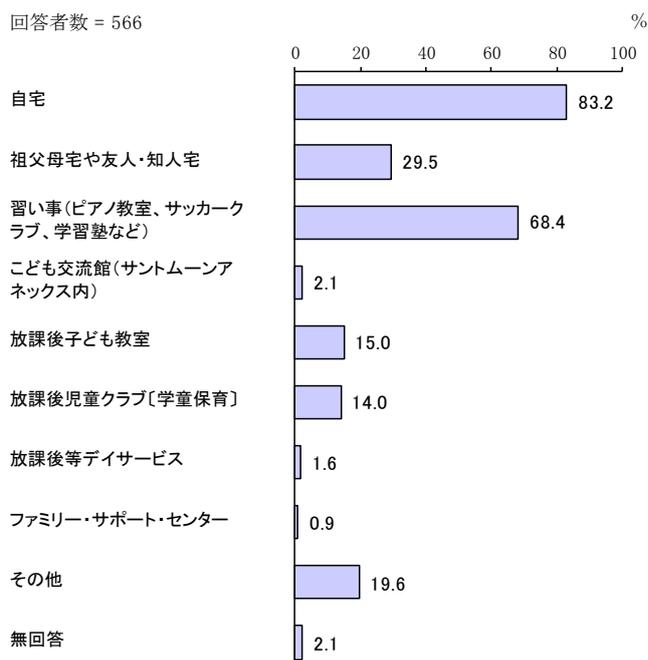
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が67.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.6%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が31.1%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が83.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が68.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が29.5%となっています。

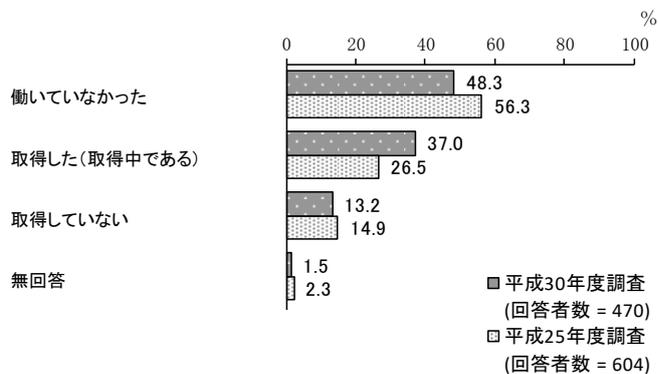


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が48.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が37.0%、「取得していない」の割合が13.2%となっています。

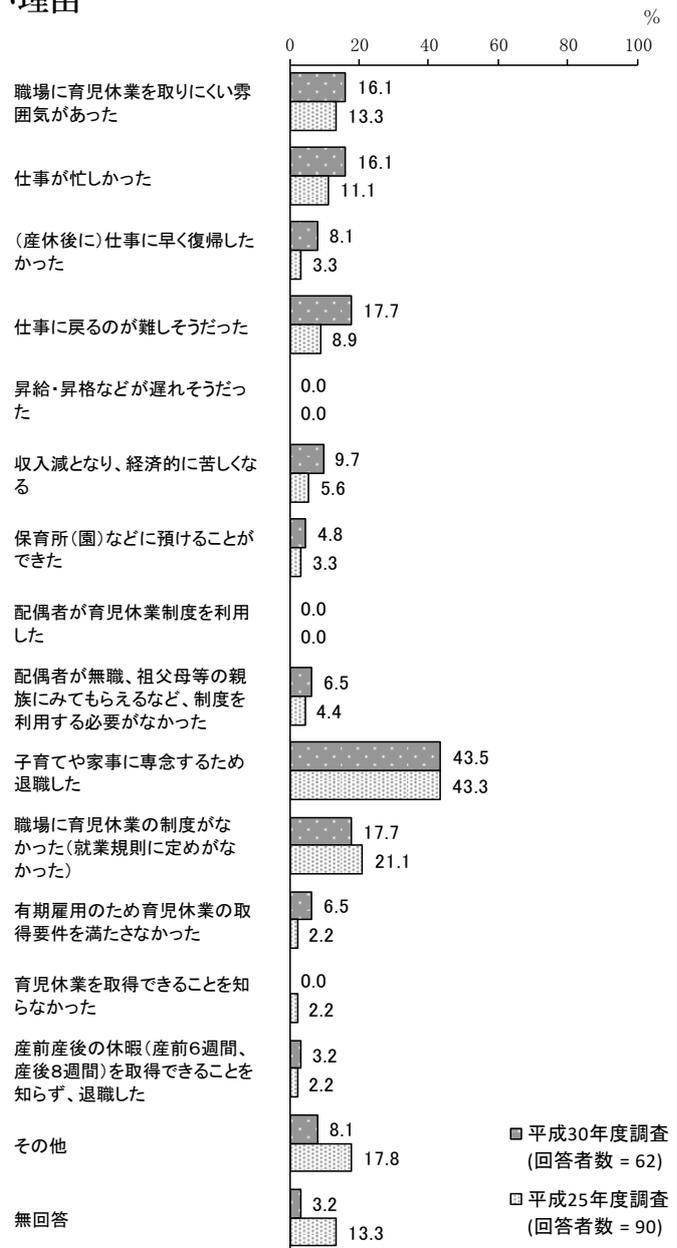
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が43.5%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が増加しています。

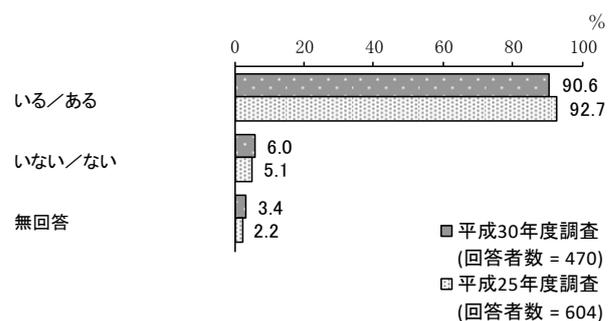


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

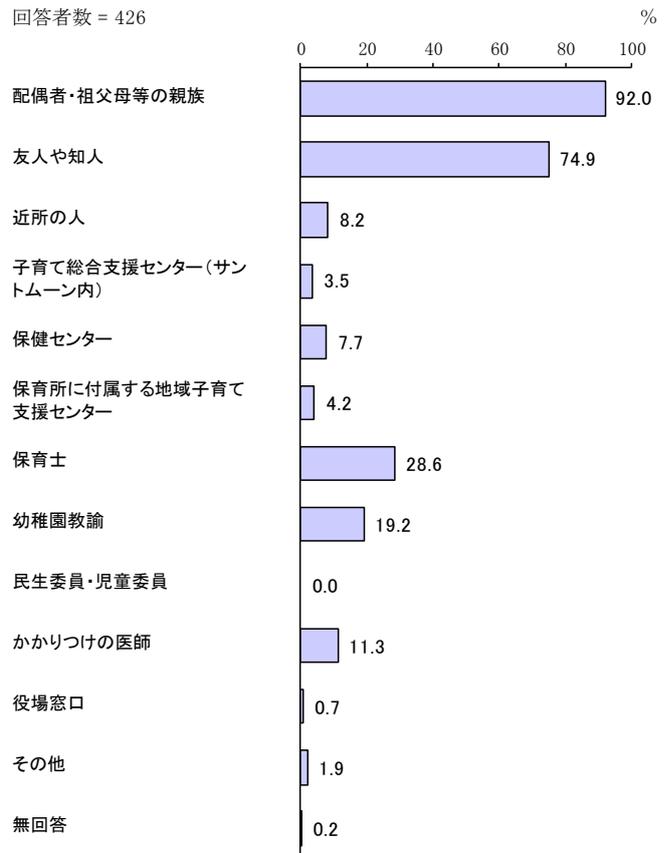
「いる／ある」の割合が90.6%、「いない／ない」の割合が6.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者・祖父母等の親族」の割合が92.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.9%、「保育士」の割合が28.6%となっています。

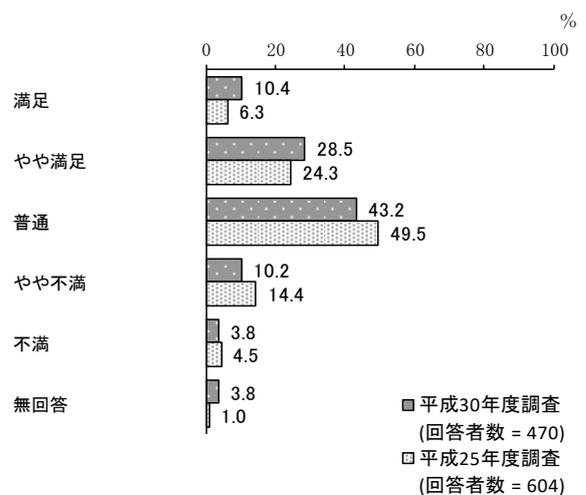


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「普通」の割合が43.2%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が28.5%、「満足」の割合が10.4%となっています。

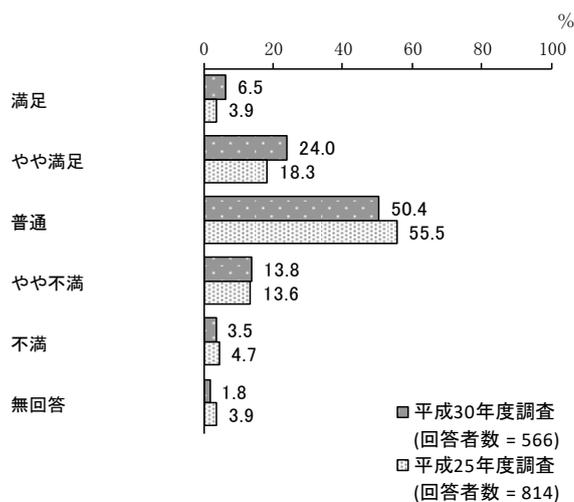
平成25年度調査と比較すると、「普通」の割合が減少しています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「普通」の割合が50.4%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が24.0%、「やや不満」の割合が13.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「普通」の割合が減少しています。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画策定にあたり、第1期計画における施策の評価を基に、統計データやアンケート結果を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 地域における子育てへの支援・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度末までに全国展開することを目指し、妊娠期から子育て期に渡る様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が1割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない/ない」の割合が6.0%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいないなど、子育てに不安を感じている人がいます。

そうしたことを踏まえ、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、また、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

さらに、子育てが一段落ついた方に地域で子育ての担い手として協力いただき、身近な地域での子育て支援を充実していく必要がある他、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供・・・・・・・・

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに、女性の就業率における「M字カーブ」の解消を目指しており、本町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約7割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は3割半ば、未就労の母親の就労希望の割合は5割半ばと高くなっていることから、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

今後、保護者の就労状況の変化や幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿を確保していくこととともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備・・・・・・・・

保育所等における配慮が必要な子どもの受入れは年々増加しており、支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動や研修等が必要なほか、そのような子どもたちが、保育・教育・就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援事業所などの関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

また、国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げているほか、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、すべての児童が放課後に多様な体験活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性・社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は5割半ばとなっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約5割、高学年で約3割となっています。一方で、就学児では、就学前に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く、放課後児童クラブへの適切なニーズを把握し、対応を検討していく必要があるほか、放課後子ども教室の更なる拡充を図り、様々な人との交流や地域との関わりを通して、子どもが社会性を身に付けられるよう、多様な体験活動・交流ができる機会を提供することが必要です。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

また、アンケート調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

こうしたことから、働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を更に浸透させていくことが重要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の柿田川湧水群は代表的な名水に選定されています。そのような清い水がすべてのところに染み渡るように、すべての子ども、子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援を行うとともに、地域さらには社会全体で、支え合いや見守りの中で子どもを育てていくことが大切です。

こうした環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来の宝、次代の希望になると考えます。

そのため、本計画の基本理念を「未来輝く湧水（ゆうすい）の子をみんなであたたく育てよう」とし、子ども・子育て支援の施策を推進します。

基 本 理 念

未来輝く湧水（ゆうすい）の子を みんなであたたく育てよう



2 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障される環境づくりを進めます。

(2) すべての子どもと子育て家庭への支援という視点

子ども・子育て支援には、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点も求められます。その際には、保護を必要とする子どもの増加や虐待等の問題にも十分対応できるよう取組を進めます。

(3) 地域社会全体による支援という視点

社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を高めるとともに、理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみでの子育て支援を進めます。

3 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体において、子ども・子育て支援を実施することが重要です。

本計画では、次の4つを基本目標として、子育て支援施策を推進していきます。

(1) 地域で支え合う子育て家庭への支援・・・・・・・・

子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援が受けられることで、その家族の出産・子育ての不安が軽減され、健やかに生活できるよう取組を進めます。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てに直接関わっていない地域住民を含め、大人が規範を示し、地域を担う未来の宝である子どもの育成に積極的に関わることができるよう、地域とのつながりを支援し、地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな成長を保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育所(園)・幼稚園・小中学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小中学校生活への円滑な移行を目指した共通の見通しが持てるよう幼・保・小中の連携を強化します。

(3) すべての子どもの成長を支える安全・安心な環境の整備・・・・・・・・

障がいのある子どもや、外国籍の子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、地域における安全・安心な子どもの居場所づくりのほか、放課後の居場所づくりについても推進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・

それぞれの子育て家庭が希望するワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

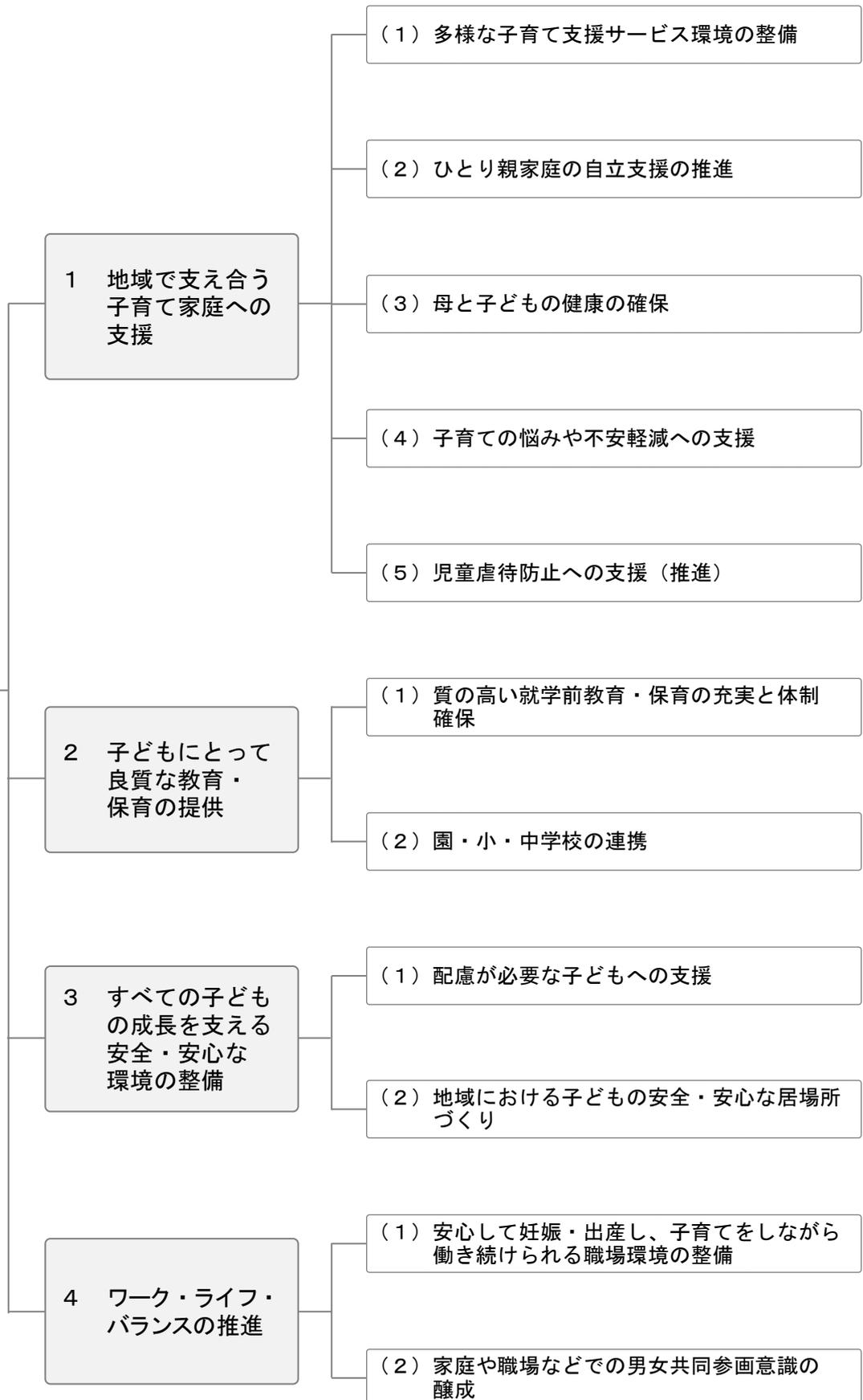
4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

未来輝く湧水（ゆうすい）の子をみんなであたたかく育てよう





第4章 施策の展開

基本目標 I 地域で支え合う子育て家庭への支援

基本施策（1）多様な子育て支援サービス環境の整備・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。

本町では、平成30年3月に「第3次清水町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の啓発や相互扶助の精神の醸成、福祉教育の推進、地域の支え合い、見守り活動の推進、子どもと地域の人や高齢者等とのふれあい、交流等、地域福祉を推進しています。地域福祉の推進とともに、地域で子育て家庭を支援し、子どもの成長を支えるという意識を高め、地域における身近な交流の場の確保や、地域の住民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て世帯の応援ができる地域社会を築いていきます。

また、子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう相談員の資質の向上や、援助会員等の安定的な確保に努めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点施設等	町内5保育所と清水町子育て総合支援センターの地域子育て支援拠点施設等において、親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。	こども未来課
緊急・リフレッシュ保育	保護者の急病時や就労、子育て負担の軽減などの理由で、緊急・一時的に保育が必要な子どもを保育園・認定こども園等で預かります。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター	子育てについての援助を受けたい人、支援ができる人が会員となり、相互に子育てについての援助活動を行います。	こども未来課
泉のまちインストラクター	子育てに関する分野も含め、地域で講師ができる人材（インストラクター）の登録を促進します。	生涯学習課
産後ヘルパー	出産後に手助けが必要な人にヘルパー利用料金の一部を助成します。	こども未来課
地域親子ふれあいランド（カンガルー）	子育て中の保護者同士のつながりができるよう、交流センター等で地域親子ふれあいランド（愛称「カンガルー」）を開催します。	こども未来課
P T A 活動	保育所、幼稚園、学校において計画されたP T A活動を促進します。	生涯学習課

事業名	事業概要	担当課
児童手当	中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの児童を養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成	0歳から18歳までのお子さんが、病気やケガで医療機関などを受診した際の医療費の自己負担分を助成します。	こども未来課
チャイルドシートリサイクル	子どもの成長により不要になったチャイルドシートを希望する人に提供します。	こども未来課

基本施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
母子家庭等に対する小中学校入学祝金支給	ひとり親家庭のお子さんが小学校や中学校に入学する時に祝金を支給します。	こども未来課
児童扶養手当	18歳に達した年度末までの児童を養育する、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の相談窓口として、新規申請や、手続き全般の受付を行います。	こども未来課
母子家庭等医療費助成	20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭（所得税非課税世帯）の医療費の自己負担分を助成します。	こども未来課
母子寡婦福祉団体への支援	母子寡婦福祉団体の運営を支援します。	こども未来課
母子家庭等に対する就職相談	母子家庭等就業・自立支援センターについての情報提供を行い、連携に努めます。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	県の貸付制度を広報するとともに、貸付を希望するご家庭の申請手続きや相談窓口として対応します。	こども未来課
情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭のしおり」を配布し、貸付の相談等に応じ、情報を提供します。	こども未来課

基本施策（3）母と子どもの健康の確保・・・・・・・・

安心して妊娠・出産し、母子が生涯に渡って心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの推進に努めるほか、母子が必要な際に適切な治療を受けることができるよう、小児救急医療等の体制強化を図るとともに、引き続き、不妊治療についても助成を行います。

また、母子・子育て事業に関する情報を積極的に周知・提供します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付	町内在住のすべての妊婦に母子健康手帳を交付し、健康相談を行います。	健康福祉課
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診票を発行し、費用を補助します。また、必要な方には事後指導を行います。	健康福祉課
産婦健康診査 【新規】	母子健康手帳交付時に受診票を発行し、費用を補助します。また、必要な方には事後指導を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査	町が行う1歳6か月児、3歳児健診と医療機関に委託して行う4か月、10か月児健診を実施します。健康情報は、母子保健情報連携システムや乳幼児健診カードで管理し、発達段階に応じた保健指導につなげます。	健康福祉課
歯科保健	歯科医師会の協力により、各種健診、相談時に歯科指導のフッ化物塗布を行います。また、全保育所・幼稚園ではみがき教室の開催、5歳児のフッ化物洗口を実施します。	健康福祉課
予防接種	該当する人それぞれに接種券を交付するとともに、接種勧奨を行い、安全・安心な予防接種の実施に努めます。	健康福祉課
6か月児健康相談	対象者の身体測定や育児・栄養・歯科相談等を行います。	健康福祉課
乳幼児健康相談	毎月2回（第2・第4金曜日）、保健師、栄養士による健康・育児・栄養相談を行います。	健康福祉課
マタニティ教室	妊娠、出産、育児についての相談支援を行います。実施にあたっては夜間も開催し、父親の参加を促すとともに、妊婦同士の交流が図れるように配慮します。	健康福祉課
離乳食講習会	乳児期の栄養について、講話とデモンストレーションを行い、正しい食習慣の普及に努めます。	健康福祉課
不妊・不育症治療費助成	不妊症や不育症の治療費の助成を行います。	健康福祉課
地域救急医療体制	休日診療や24時間診療体制など、医師会とともに地域救急医療体制を充実します。	健康福祉課
電子母子健康手帳アプリ「みんなでいっしょに・しみずちょう」 【新規】	予防接種や成長の記録、母子・子育てに関する多彩な情報発信を行うため、電子母子健康手帳アプリの提供を行います。	健康福祉課

基本施策（４）子育ての悩みや不安軽減への支援・・・・・・・・

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実します。

また、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、家庭訪問による指導のほか、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目のない支援や相談体制を充実させることで、子育ての悩みや不安軽減に努めます。

さらに、子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援施設等を円滑に利用できるよう、相談体制の充実を図るほか、青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むための体験活動等を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点施設等(再掲)	町内5保育所と清水町子育て総合支援センターの地域子育て支援拠点施設等において、親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。	こども未来課
子ども・子育てコンシェルジュ【新規】	教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるような情報提供を行います。	こども未来課
小学校低学年学校生活支援の配置	幼児教育におけるしつけの重要性から子どもたちが落ち着いた学習・学校活動が送れるように低学年に支援員を配置し、きめ細かな指導を行います。	教育総務課
道徳教育の充実	私たちの道徳の活用とあわせて生きた道徳教育に向けて地域人材の派遣等を支援します。	教育総務課
健康教育の充実	学校医との連携を密にするとともに、学校保健委員会等の研修会・学習会の充実を支援します。	教育総務課
学校運営協議会の推進	小中学校に設置している学校運営協議会が中核となって、地域に開かれた学校運営を進め、地域が子どもを育む体制づくりを構築していきます。	教育総務課
幼稚園評価委員による幼稚園教育の充実	各幼稚園において評価委員を委嘱し、幼稚園教育に対する幅広い意見を伺い、地域に開かれた特色ある幼稚園教育の充実を図ります。	こども未来課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする子どもやその対応について理解を深め、学校における特別支援教育を充実します。	教育総務課

事業名	事業概要	主担当課
総合的な学習の充実	地域性や子どもの実態に合った学習機会を提供し、学校の創意工夫ある教育実践を支援します。また、子どもたちの保育所・幼稚園等での保育体験を通して親としての意識の高揚に努めます。	教育総務課
ボランティア活動・体験活動の推進	社会教育団体等と連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動を行います。	生涯学習課
きめ細かな児童・生徒指導の充実	教育委員会、学校生徒指導主任・主事などからなる会議を開催し、いじめや不登校等に係る情報交換と対策の検討を行います。	教育総務課
巡回相談員・スクールソーシャルワーカーの活用	小中学校に巡回相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制を強化するとともに、問題等に組織的な対応をしていきます。	教育総務課
青少年健全育成活動	長期休業中の補導活動や街頭啓発等により、青少年が健全に成長できるよう支援します。	生涯学習課
家庭訪問	子どもが生まれた際の家庭訪問や、経過観察が必要な乳幼児への訪問を行います。	健康福祉課
子育て世代包括支援センター「みんなでいっしょに」【新規】	妊娠期から子育て期に渡り、切れ目のない支援を行うことを目的に、母子保健コーディネーターを中心に、妊産婦や乳幼児の状況を継続的に把握しながら様々な相談に対応します。	健康福祉課
産後ケア事業【新規】	産後に支援が必要な産婦や乳児を対象に、医療機関で心身のケア、育児のサポートを行います。	健康福祉課
産前・産後サポート事業【新規】	妊娠、出産及び子育てについて支援を必要とする妊産婦に対する、相談支援及び育児支援を実施します。	健康福祉課
SOSの出し方教室【新規】	児童生徒の実態に合わせ、こころの健康づくり、困った時の対処方法の修得を目的とした学習機会を提供します。	健康福祉課
家庭教育支援【新規】	すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や相談対応等について、家庭教育支援員を有効に利用し、保護者への家庭教育支援活動を実施します。	生涯学習課

基本施策（５）児童虐待防止への支援（推進） ● ● ● ● ● ● ● ●

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携し、未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
虐待防止の啓発	広報しみず、町ホームページ等で虐待防止の啓発をするとともに、虐待防止月間に町内各施設にポスターの掲示をして周知に努めます。	こども未来課
要保護児童等への支援の充実	子育て世代包括支援センター等で収集した情報を、伝達・共有することで迅速な対応や的確な対処をするとともに、個々のケースに応じて支援に努めます。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の未然防止や早期発見するため、児童相談所・警察・教育機関・民生児童委員等と連携した支援体制を強化するとともに、調整担当職員の専門性を確保するため、研修等の受講により、資質の向上に努めます。	こども未来課
子ども家庭総合支援拠点運営事業【新規】	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導や関係機関との連絡調整、その他、必要な支援を行うための拠点施設として、運営に必要な指導体制を整備します。	こども未来課
児童虐待・DVの防止	関係機関との連携により、予防と早期発見、早期対応に努めます。	こども未来課／健康福祉課
健診等における相談支援の強化	6か月児健康相談や1歳6か月児健診、3歳児健診において、きめ細かい相談支援を行い、虐待の防止と早期発見に努めます。また、「パパカード」を活用し、父親を含めた家族支援に取り組めます。	健康福祉課

基本目標Ⅱ

子どもにとって良質な教育・保育の提供

基本施策（１）質の高い就学前教育・保育の充実と体制確保

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。また、豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成を目指し、各教育・保育施設がその特質を生かした教育・保育を推進します。

また、少子高齢化に伴う核家族化の進展や共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、職員の資質・保育内容の向上を図るとともに、病後児保育等にかかるサービスを充実させるなど、多様な教育・保育サービスの提供に努めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
第2子保育料半額、第3子保育料の無償化	幼児教育・保育無償化の対象とならない0歳から2歳までの第2子及び第3子以降の児童を対象に、子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受ける認定こども園・保育所に就園させている家庭に対し、保育料を第2子半額、第3子以降を無償とします。	こども未来課
世代間交流	地域交流、世代間交流を進め、地域に開かれた幼稚園・保育所を目指します。	こども未来課
特色ある幼稚園教育推進	心豊かで元気な子、頑張る子の育成を目指し、幼稚園ごと独自性のある教育方針を掲げて特色ある幼稚園教育を実施します。	こども未来課
職員研修	教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士等の専門性の向上、質の高い人材確保のため、研修体制の充実に取り組みます。	こども未来課
延長保育	町内5保育所において、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育が必要である児童を預かります。	こども未来課
病児保育	子どもの病気やケガなどが回復期にあり、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に一時的に子どもを預かるほか、保育中の体調不良児を一時的に預かります。 また、町外の病児保育施設を利用する家庭に対し、利用料の一部の助成制度の策定に取り組みます。	こども未来課
他市町委託保育	住民ニーズに応じて、他市町に保育を委託します。	こども未来課
幼稚園での預かり保育	保護者の就労や緊急の用事がある際に、通常の教育時間を超えた預かり保育を実施します。	こども未来課

基本施策（２）園・小・中学校の連携・・・・・・・・

義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが重要です。

保育所・幼稚園・小学校・中学校は、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児・児童の交流や、教職員・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。「小1プロブレム」等の課題を踏まえ、幼稚園、保育所と小学校及び中学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

その他、配慮が必要な子ども等に対しては、関係機関で協議の場を設け、個々のケースの支援方法について情報共有を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所・幼稚園・小中学校連携する教育の推進	保育所・幼稚園・小中学校間が連携して、保育所、幼稚園の保育環境から小中学校の学習環境への円滑な接続を図ります。	教育総務課/ こども未来課
就学支援	保育所・幼稚園・小中学校に在籍する困り感を有する（特別な支援を必要とする）子どもを観察するとともに、保護者の相談に対応することで、適切な就学先の検討を行います。	教育総務課
障害者自立支援協議会【新規】	専門部会において、保育所・幼稚園・教育委員会・保健センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・障がい福祉の担当者等が個々のケースの支援方法を共有するための会議を行います。	健康福祉課

基本目標Ⅲ

すべての子どもの成長を支える安全・安心な環境の整備

基本施策（１）配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・

障がいや発達の違いなどの早期発見、早期療育に努めるほか、心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援やそのような家庭に対しての経済的支援に努めます。

また、国際化の進展に伴い、教育施設等において、外国人に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児保育	幼稚園・保育所・認定こども園において、障がいのある子どもの受入れを行い、障がい児保育の充実に努めます。	こども未来課
放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受入れを行い、障がい児保育の充実に努めます。	こども未来課
障害児福祉手当	一定以上の障がいを有する方を対象に、県が支給する手当の情報提供、申請等の支援を行います。	健康福祉課
特別児童扶養手当	一定以上の障がいを有する方を対象に、県が支給する手当の情報提供、申請等の支援を行います。	健康福祉課
重度心身障害児（者）医療費助成	障がいがある方に対して、医療費の自己負担金を助成します。	健康福祉課
重度心身障害児（者）援護事業	身体障害者手帳１・２級又は療育手帳Ａを所有する方に、年１万円の援護金を支給します。	健康福祉課
交通遺児見舞金	町交付要綱に基づき、交通遺児に対し見舞金を支給します。	こども未来課
里親制度の普及啓発と申請の受理	家庭での養護に欠ける児童等の健全な育成を図るため、里親に養育を委託する制度の普及のための啓発や、町内で里親を希望する家庭の申請の際の助言や記載方法の指導及び申請を受理します。	こども未来課
外国籍児童生徒支援員の配置【新規】	外国語を母語とする児童・生徒や、その保護者に対して、学校生活等を円滑にするために言語面での支援を行います。	教育総務課
医療的ケア児の支援【新規】	町障害者自立支援協議会において、保健・医療・教育等の関係機関との連携や協議の場を設け、医療的ケア児の支援を進めます。	健康福祉課

基本施策（２）地域における子どもの安全・安心な居場所づくり・・・

地域における子どもの居場所づくりを進める上で、保護者の就労等、多様なニーズに対応した放課後児童対策に努めます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ （学童保育）の充実	小学生児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	こども 未来課
放課後子ども教室 【新規】	すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の体育館などに設け、地域の人の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動などの機会を提供します。	生涯学習課
「放課後子ども総合 プラン」の検討・整備	すべての小学生の安心・安全な放課後の居場所を確保するため、放課後児童クラブの利用者と、放課後子ども教室の利用者が一体的に参加できる仕組みづくりを推進するほか、活動内容についても広報やホームページを利用し情報提供します。また、保護者の就労状況を考慮し、放課後児童クラブにおける開所時間の延長にも取り組みます。	生涯学習課/ こども 未来課

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策（１）安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けられる 職場環境の整備・・・・・・・・

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。また、出産や育児などにより退職した女性の再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行うほか、配慮が必要な子どもがいる世帯の保護者に対しても情報提供を行います。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
育児休業制度の普及啓発	育児休業の制度について、町民や企業などに周知を図ります。	産業観光課
公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化	公共職業安定所（ハローワーク）と連携して職業相談などを行います。	産業観光課
障がい者基幹相談支援センター	障がいや発達の凸凹における不安等の相談を受け、療育支援や福祉サービスに関する情報提供、助言等を行います。	健康福祉課

基本施策（２）家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成・・・・・・・・

子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるなど、男女共同参画による子育てを促進します。また、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
マタニティ教室	妊婦教室に父親も参加する内容を取り入れ、男性も積極的に子育てに参加するように呼びかけていきます。	健康福祉課
男女共同参画計画の推進	清水町男女共同参画計画の各種施策を実施します。	産業観光課



第5章

教育・保育及び地域子ども子育て
支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

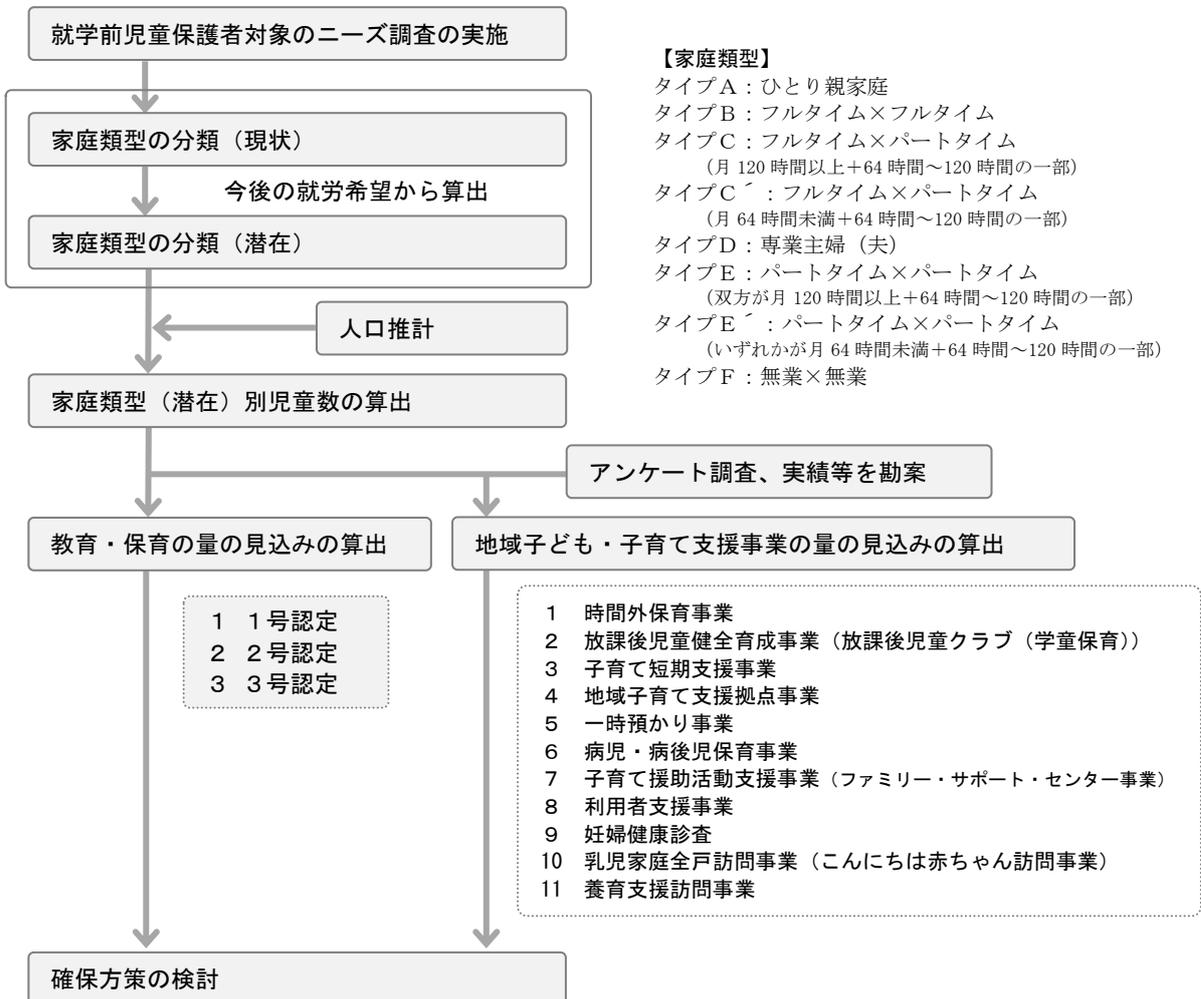
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量を、アンケート調査結果やこれまでの実績を踏まえ、見込み量を算出します。



子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年までの4月1日現在における住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	242人	240人	236人	232人	226人
1歳	241人	246人	244人	240人	236人
2歳	245人	237人	242人	240人	236人
0～2歳計	728人	723人	722人	712人	698人
3歳	241人	241人	232人	237人	235人
4歳	269人	242人	242人	233人	238人
5歳	266人	270人	243人	243人	234人
3～5歳計	776人	753人	717人	713人	707人
6歳	308人	259人	263人	237人	236人
7歳	276人	308人	258人	263人	237人
8歳	303人	278人	311人	259人	265人
9歳	287人	305人	280人	314人	261人
10歳	283人	285人	303人	278人	312人
11歳	320人	280人	282人	300人	275人
6～11歳計	1,777人	1,715人	1,697人	1,651人	1,586人
合計	3,281人	3,191人	3,136人	3,076人	2,991人

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園・・・・・・・・

幼稚園は「幼稚園教育要領」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は「保育所保育指針」に基づき、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育をすることを目的としています。

このほか、「認定こども園教育保育要領」に基づき、幼稚園・保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

《現状》

1 幼稚園

近年、少子高齢化や共働き世帯等が増加傾向にあり、公立幼稚園における入園率が減少傾向にあります。

2 保育所

町内における共働き世帯等が増加傾向にあるため、保育ニーズが高く、近年、待機児童（0・1・2歳児）が発生しています。

3 認定こども園

平成31年4月1日から、恵明キッズローズビレッジが保育所型認定こども園へ移行し運営をしています。

《今後の方向性》

現在保育所を利用している3歳児から5歳児までの児童のうち、保護者の就業時間が短い保護者の幼稚園の利用を促進することにより、保育所における待機児童の解消と幼稚園の在園率向上という2つの課題の解決を目指します。

さらに、公立幼稚園の認定こども園化等適切な配置について、実施に向けた課題を抽出するとともに、早期実施に向けた検討をしていきます。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		292人	85人	384人	260人	101人
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	601人	384人	207人	79人	
	幼稚園＋預かり保育	85人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所内保育等	—	—	39人	18人	
企業主導型保育施設の地域枠		—	6人	16人	4人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		686人	390人	262人	101人	
過不足（提供量合計－量の見込み）		309人	6人	2人	0人	

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		283人	83人	373人	258人	100人
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	603人	384人	207人	79人	
	幼稚園＋預かり保育	83人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所内保育等	—	—	39人	18人	
企業主導型保育施設の地域枠		—	6人	16人	4人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		686人	390人	262人	101人	
過不足（提供量合計－量の見込み）		320人	17人	4人	1人	

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		270人	79人	355人	260人	98人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	607人	384人	207人	79人	
	幼稚園＋預かり保育	79人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	39人	18人	
企業主導型保育施設の地域枠		—	6人	16人	4人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		686人	390人	262人	101人	
過不足（提供量合計－量の見込み）		337人	35人	2人	3人	

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		268人	78人	353人	257人	96人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	608人	384人	207人	79人	
	幼稚園＋預かり保育	78人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	39人	18人	
企業主導型保育施設の地域枠		—	6人	16人	4人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		686人	390人	262人	101人	
過不足（提供量合計－量の見込み）		340人	37人	5人	5人	

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		266人	78人	350人	253人	94人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	608人	384人	207人	79人	
	幼稚園＋預かり保育	78人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	39人	18人	
企業主導型保育施設の地域枠		—	6人	16人	4人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		686人	390人	262人	101人	
過不足（提供量合計－量の見込み）		342人	40人	9人	7人	

【 3号認定の保育利用率 】（保育利用率 = 提供量計 ÷ 推計児童数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 育 利 用 率	49.9%	50.2%	50.3%	51.0%	52.0%
0 ～ 2 歳 児 推 計 児 童 数	728 人	723 人	722 人	712 人	698 人
0 ～ 2 歳 児 提 供 量 計	363 人				

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

《事業概要》

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所及び認定こども園、並びに、小規模保育施設で、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

《現状》

町内の認可保育所等において、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常保育時間以降も保育を必要とする児童に対し、20時（小規模保育施設及び公立保育所は19時）まで保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数 (1 か月あたり)	4,974 人 (415 人)	5,236 人 (436 人)	4,176 人 (348 人)	4,500 人 (375 人)
実 施 箇 所 数	5 か所	7 か所	8 か所	8 か所

《今後の方向性》

町内の認可保育所等の全ての施設で実施しており、今後も、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら事業を実施していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	239 人	234 人	229 人	226 人	223 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	8 か所				
提 供 量	239 人	234 人	229 人	226 人	223 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

《事業概要》

保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業であり、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中も実施します。

《現状》

町内各小学校の敷地内にある専用施設において、下校の時間帯に保護者が家庭にいない児童に対して、保護及び指導する放課後児童健全育成事業を実施しており、令和元年度については、平日は、放課後から午後6時30分まで、土曜日及び夏休み等の長期休暇中は、午前8時から午後6時30分まで開所しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数 (各年度 5 月 1 日)	221 人	230 人	234 人	270 人
実 施 箇 所 数 (支 援 の 単 位)	6 クラブ	6 クラブ	6 クラブ	8 クラブ

《今後の方向性》

保護者の多様な就労形態に対応できるよう、令和2年度から開所時間を延長していくとともに、引き続き、学校施設などを利用し、全児童を対象とした放課後子ども教室（チャレンジキッズ）と連携した運営についても推進していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	302 人	289 人	281 人	265 人	254 人
小学 1 年生	109 人	92 人	93 人	84 人	83 人
小学 2 年生	90 人	100 人	84 人	86 人	77 人
小学 3 年生	62 人	57 人	64 人	53 人	54 人
小学 4 年生	13 人	14 人	13 人	15 人	12 人
小学 5 年生	13 人	13 人	14 人	13 人	15 人
小学 6 年生	15 人	13 人	13 人	14 人	13 人
実 施 箇 所 数 (支 援 の 単 位)	10 か所				
提 供 量	340 人				
過 不 足 (提供量－見込み量)	38 人	51 人	59 人	75 人	86 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）・・・

《事業概要》

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間、又は、休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、その子どもを施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

《今後の方向性》

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であることから、限られたニーズに対応することとなるため、引き続き、子ども・子育てコンシェルジュや清水町子育て世代包括支援センター等に対する相談状況等を鑑みながら実施の必要性を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施箇所数 (確保方策)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
提供量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

4 地域親子ふれあいランド「カンガルー」

地域の公民館等で、子育て支援アドバイザーによる育児に係る指導や相談を行うとともに、地域の親子が遊びの場を通じ、育児に係る情報交換や相互の交流を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開 催 回 数	17 回	17 回	17 回	17 回
参 加 親 子 数	273 組	348 組	260 組	236 組

《今後の方向性》

サントムーン柿田川内で実施している清水町子育て総合支援センター及び各保育所・認定こども園で実施している地域子育て支援拠点事業のほか、清水南幼稚園で実施している子育てふれあい支援事業や地域の公民館等で実施している地域親子ふれあいランド（カンガルー）は、引き続き実施します。

また、子育てに関する相談・情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について、子育て世帯が利用しやすい環境になるよう、広報しみずや町ホームページのほか、電子母子健康手帳アプリ等を利用するなど、積極的に周知啓発に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	13,785 人回	13,690 人回	13,671 人回	13,482 人回	13,217 人回
実 施 箇 所 数 (確保方策)	8 か所				
提 供 量	13,785 人回	13,690 人回	13,671 人回	13,482 人回	13,217 人回
過 不 足 (提供量-見込み量)	0 人回				

(5) 一時預かり事業

《事業概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

① 幼稚園における一時預かり

《現状》

幼稚園の教育時間の前後に、町立幼稚園全園で預かり保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	2,116 人	7,733 人	13,295 人	17,336 人

《今後の方向性》

平日及び夏休みの長期休暇中など、保護者の多様な就労形態や緊急的な用事等に対応できるよう、全ての町内の公立幼稚園において、引き続き、預かり保育事業を実施していきます。

また、預かり時間の延長等も踏まえ検討していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	16,307 人日	15,561 人日	14,817 人日	14,735 人日	14,611 人日
実施箇所数 (確保方策)	4 か所				
提供量	16,307 人日	15,561 人日	14,817 人日	14,735 人日	14,611 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日				

② 保育所等における一時預かり

ア 保育所等における緊急・リフレッシュ保育事業

《現状》

保育所等において、子育て世帯を支援するため、保護者の傷病、冠婚葬祭等の緊急時または育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する場合などに、子どもを1日単位で預けることができる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	681 人	333 人	285 人	178 人

イ 清水町子育て総合支援センターにおける一時保育

《現状》

子育て世帯における保護者の買い物、美容院、映画鑑賞など、リフレッシュの際に最高3時間まで利用できる一時保育事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	465 人	298 人	154 人	162 人

《今後の方向性》

各施設において実施している一時預かり事業については、引き続き、実施していきます。

また、各施設の利用案内についても、引き続き、子ども・子育てコンシェルジュ事業の中で統一的に案内し、保護者の状況に応じて、適切な利用促進を推進していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	270 人日	265 人日	259 人日	256 人日	253 人日
実施箇所数 (確保方策)	8 か所				
提供量	270 人日	265 人日	259 人日	256 人日	253 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日				

(6) 病児・病後児保育事業

《事業概要》

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、看護師などと保育士がいる専用の保育室で、子どもを一時的に預かる事業です。

《現状》

病気の回復期にある子どもを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、恵明キッズローズビレッジにて、病後児保育（病後児対応型）を平成25年度から実施しています。

また、平成26年度からは、しいの木保育園及びすこやか保育園において、保育所在所中に体調が悪くなった児童に対し、保護者のお迎えが来るまでの間、看護師が一時的に保育する体調不良児対応型（自園型病後児保育）を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	557 人	893 人	880 人	968 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

《今後の方向性》

私立保育園で実施している病児保育事業については、引き続き、現行のまま実施するとともに、町内において新たな事業施設を設置することは困難であることから、町外の病児保育施設を利用した方の利用料について、一部助成制度の検討をまいります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	320 人日	314 人日	306 人日	303 人日	299 人日
実施箇所数 （確保方策）	3 か所				
提供量	735 人日				
過不足 （提供量－見込み量）	415 人日	421 人日	429 人日	432 人日	436 人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《事業概要》

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

《現状》

仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりを行うことを目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
おねがい会員	110 人	113 人	113 人	110 人
まかせて会員	29 人	29 人	29 人	30 人
どっちも委員	12 人	12 人	10 人	10 人
援助活動	142 人	142 人	102 人	316 人

《今後の方向性》

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を充実させ、利用を促進するとともに、ニーズに応じた援助活動が推進できるよう、事業内容を検討していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	299 人日	285 人日	280 人日	256 人日	249 人日
提供量	299 人日	285 人日	280 人日	256 人日	249 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日				

(8) 利用者支援事業

《事業概要》

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、これに加え、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報、母子保健法に基づく助言等について、専門的な立場で総合的相談支援を提供する「清水町子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置しています。

《現状》

特定型に加え、平成30年度から母子保健型として、保健センター内に「清水町子育て世代包括支援センター」を設置し、2か所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

《今後の方向性》

こども未来課内に今後も子ども・子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設の利用申請等に関する相談、情報提供、調査などを実施します。

また、清水町子育て世代包括支援センターを核としながら、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の子育て支援について、切れ目のない支援を行い、関係機関との連携や連絡調整、情報提供及び相談・助言等の充実を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数 (確保方策)	2 か所				
基本型・特定型	1 か所				
母子保健型	1 か所				

(9) 妊婦健康診査

《事業概要》

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康の保持、安全安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。

《現状》

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、指定医療機関への委託検診を実施しています。補助回数は一般健診14回、超音波検査4回、血液検査3回です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 べ 受 診 者 数	4,622 人	4,703 人	4,778 人	4,227 人

《今後の方向性》

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き、妊婦健康診査受診に係る費用を助成します。

母子健康手帳や妊婦健診受診票の交付時に、保健師による個別面接を行うことで、妊婦への支援プランを作成し、ハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携して適切な支援を引き続き実施します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	3,388 人回	3,360 人回	3,304 人回	3,248 人回	3,164 人回
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施機関：指定医療機関 実施体制：1 人				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）・・・・・・・・

《事業概要》

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

《現状》

生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師または助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪 問 数	266人	266人	226人	266人

《今後の方向性》

家庭訪問により生活環境を把握し、育児不安や不適切な養育などの問題を早期に発見し、適切な支援につなげるよう、全戸訪問を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	242人	240人	236人	232人	226人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施機関：町保健センター 実施体制：10人				

(11) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業・・・

《事業概要》

養育支援訪問事業は、養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、保健師等が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行います。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、児童虐待の防止対策のため、要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図り、所管職員の資質向上及び専門性強化、ネットワーク機関相互の連携強化を実施します。

《現状》

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等を通じて把握した家庭に対し、児の健全育成と適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭すべてに対して、養育支援訪問事業を実施しています。

また、地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童等対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援事業	15 人	29 人	43 人	39 人

《今後の方向性》

引き続き、養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施するとともに、児童虐待防止対策事業を行い、関係機関との連携強化や児童虐待への対応及び未然防止を図り児の健全育成を目指します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
養育支援事業 見込み量	43 人	42 人	42 人	41 人	40 人
実施体制 (確保方策)	実施機関：町保健センター 実施体制：3 人				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等、並びに、幼稚園（未移行）における食材費（副食材料費）に対する助成をする事業です。日用品や文具等における助成については、平成30年度から実施していましたが、幼児教育・保育無償化制度の施行に伴い、令和元年10月1日より、幼稚園（未移行園）に対する副食費を助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。今後、新規事業者の参入があった場合には、状況に応じて対応していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

6 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策

(1) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施していきます。

また、すべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うためには、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保や相談体制の充実、適切な情報提供、安全・安心な子育て環境づくりなど、一人ひとりの子どもが健全に成長していくために支援します。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所、幼稚園、地域型保育事業は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。また、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、保育所、幼稚園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。



第6章 計画の進行管理

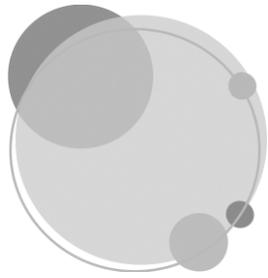
1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課が連携し具体的施策の進捗状況について把握するとともに、「清水町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況を点検、評価し、その結果に基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



資料編

1 清水町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、清水町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

氏名	現役職等	備考
的場 啓一	学識経験者 (大阪商業大学教授・共同参画研究所所長)	会長
原 とく	清水町民生児童委員協議会長	副会長
名倉 義夫	民間保育園代表 (しいの木保育園)	
大澤 豊	小規模保育施設代表 (ぽんぽん保育園)	
亘 美香	清水保育所保護者会代表	
前田 朱奈帆	南保育所保護者会代表	
武藤 智代美	清水町立幼稚園PTA連絡協議会代表	
渡辺 容子	放課後児童教室運営事業者代表 (社会福祉協議会)	
長倉 清隆	清水町学校支援地域本部地域 コーディネーター	
土屋 京子	公募による町民	
下川原 あゆみ	公立保育所長会 (南保育所)	
芹沢 真知子	公立幼稚園長会 (清水西幼稚園)	

3 策定経過

開催日等	審議内容等
平成30年11月29日～ 平成30年12月14日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 就学前児童の保護者700人（回収：470人 回収率67.1%） 小学生の保護者700人（回収：566人 回収率80.9%）
令和元年8月8日	令和元年度第1回清水町子ども・子育て会議 ・第2期清水町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和元年12月9日	令和元年度第2回清水町子ども・子育て会議 ・第2期清水町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年1月28日	令和元年度第3回清水町子ども・子育て会議 ・第2期清水町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年2月3日～ 令和2年3月3日	パブリックコメントの実施

第2期清水町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行：清水町 こども未来課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

電話：055-981-8227

FAX：055-976-0249

